

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の  
認可申請に関する面談(5-3)

2. 日時

令和3年6月17日(木) 13時30分～15時25分  
15時35分～17時55分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田安全審査官、  
内海専門職、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

熊取事業所 担当部長 他11名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ  
ております。

6. 配布資料

資料1：熊取事業所第5次設工認(審査会合)指摘事項対応整理表  
(R3/6/17)

資料2：熊取事業所第5次設工認(1回目補正)コメント対応整理表  
(R3/6/17)

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい、では定刻になりましたので本日の面談のほうを始めさせていただきます。本面談は、令和2年2月15日付で申請があり、令和3年5月31日付で第1回補正のあった原子燃料工業株式会社熊取事業所の
0:00:20	加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の第5次申請につきまして申請書及び面談資料をもとに、事実確認を行うものでございます。
0:00:32	それでは事業者の方から本日の資料に基づきまして説明をお願いします。
0:00:39	原子燃料工業の藤原でございます。今回準備しております資料に2種類ございましてこの2種類の資料について簡単に位置付け等ご説明します。
0:00:52	まずH210-20でございますが、こちらの資料はですね、前回の面談資料等で用いております。用いたですねH21019というのがですね、もともと1回目の補正の説明資料ということで、
0:01:10	御説明させていただいておりましたが、一部ですね不足しているような部分もございましたのでそれを補足するための資料といたしまして、今回、この資料を準備しております。
0:01:24	いただいたあれ出せっ審査会合のコメント、指摘事項に対して、回答の部分が前回記載しておりませんでしたので追加して、あと反映箇所をきちっと明確にしたというところでございます。
0:01:42	もう一つはですね、H210-21ということで、こちらにつきましては前回の面談6月3日にいただきました。
0:01:51	コメントにつきまして、回答させていただいたものでございます。ただの一部ですね少し検討を要するようなものとかですね補足資料の準備に時間を要しているものがございまして、
0:02:06	そういったものにつきましてはですね、次回以降に該当するということを記載させていただいております。以上が当事業所から準備させていただいた資料でございます。以上です。
0:02:26	規制庁内海ですありがとうございます。それでは規制庁のほうから順に質問事項等を確認していこうと思いますそれでは、吉村さんお願いします。
0:02:41	規制庁の吉村です。
0:02:43	ちょっと追加の確認事項を幾つかあるんですそれに入る前に前回のコメントで、
0:02:52	今日回答イ、
0:02:55	H-2121021で回答いただいた内容で1点だけ
0:03:01	確認っていうかもう少しちょっと補足させてコメントさせていただきたい点が1ヶ所あります。
0:03:08	それは番号で言いますと、0603の12。

0:03:15	関連して 0603 の 21 もちょっと絡むんですが、いわゆる
0:03:25	1 点、各設備の位置とか構造を確認する上でですね。
0:03:32	基金の名称、
0:03:34	それから付帯設備であればどういった設備に負担してるのかとか、
0:03:40	そういった管理番号の肝づけがわかるようにということで記載の見直しをお願いし実施しました。今回補足資料の 0603 の 12 という。
0:03:54	ことでこれに対する一応の
0:03:59	見直しの案っていうんですか、内容をいただいていた資料で言うと、ちょっとページ通しページがないので、
0:04:07	後ろから 8 枚ぐらい 8 倍ぐらいですね。
0:04:12	ですが、いわゆる補足資料 0603 の 12。
0:04:16	いわゆる
0:04:20	当審査会機器及び構成機器の
0:04:24	名称が 162 ページにあって、次の、ちょっとこのページがないんで。
0:04:32	よく次のページ以降にですね、まずハー2p節の 13-1-1 の(5)というところこれを連ちょっと
0:04:42	コメントさせていただきますが、前回コメントさせていただいたイメージをある程度反映させた形でここで御提示いただいて下に主要な設備の
0:04:57	管理番号と機器名称、それから右側に構成機器があって、
0:05:01	図面上にそれともの管理番号を記載していただくということになってますが、
0:05:08	イメージ終わってるんですがちょっとまだ不足してる部分っていうのはどっちを例えばこのページで言いますと、
0:05:15	ここに制御盤とか動力盤っていうのが出てきてますね、これがですね、どの機器の
0:05:24	当然このページなんで連続焼結炉とは思いますが、
0:05:29	どの機器の附属構成機器なのかというのがちょっと番号振っていただきたいということなんですね。
0:05:37	例えば制御盤のところには番号振ってないですけど、こういうところに番号ふっていただいて、これは例えば連続焼結炉 2064 の
0:05:47	の附属の構成機器ですよっていうのわかるような書き方にさせていただきたいということです。ちょっとそここのところは
0:05:53	と書いてあるのと書いてないものがあるので、記載をして、チェックの上していただきたいと思います。例えばその右にある動力盤というのがあります猫と 6 番っていうのはどこの構成機器なのか。

0:06:07	今の正規版も含めて下の表の構成機器には入って、両方とも入っていないで。
0:06:15	要するにこういったものがわからないものが多々ありますので、そういったものを全部紐づけしていただきたいということでちょっとお願いしましたので、
0:06:26	そういう観点でちょっと全体的に見直していただきたいと思います。
0:06:31	それでよろしいでしょうか。ちょっとわからなかったら、
0:06:34	コメントください。
0:06:39	はい。
0:06:40	原子燃料工業の上村でございます。ご指摘ありがとうございます一応ちょっと補足させていただきますけれども、ちょっと版のちょっと位置付けていますか関連づけがちょっと不明確だという御指摘でございますけれども、
0:06:56	今、
0:06:59	いろいろコメントいただきました図の 2Pd 節 13-1-1(5) でちょっと御説明させていただきますと、
0:07:07	えっと整合はにしましては、基本的にこの 1 枚絵でございますけれども、これは児童地層ガス切替機構ということで、それに関連する制御盤ということで書いてございますんで、例えば動力盤のところでございますけれども、動力盤にしましては、その中にはい。
0:07:27	ているあんこの部分に入っています配線用遮断器でございますけれどもこれが児童窒素ガス切替機構の中での作動単として動きますので、それが今の下にある表のほうですね、構成機器へヒーター電源用の配線用遮断器と、
0:07:43	いうところ書かせていただいているということになっています。ちょっと直接的になかなか
0:07:51	よう要望と動力盤という形で構成機器に含めておりませんけれども、基本的には構成機器としては、どちらかというサトウたんすとか、そういったところの観点で、今のところは、図を記載しているというところでございます。
0:08:06	ちょっと簡単ですけどもそのクルーは以上です。規制庁でしょう。わかりました。そういったことがですね、名称名称が違うものが結構あるんでわかるようにしてください。それで何かこれ仕様表を見ますとこれ構成機器に入ってますんで。
0:08:23	仕様書もよく見比べて
0:08:27	そこがないようにしていただきたいと思います。
0:08:32	原燃工から言われてございます。承知いたしました。
0:08:41	それでは今回の申請に関する
0:08:47	確認事項ということで最初私のほうですね、耐震関係、

0:08:54	まだ確認中ですが現在IEEE見た範囲で
0:09:00	確認事項を今から
0:09:03	御説明の申し上げたいと思います。まず最初ですが、
0:09:12	気体廃棄設備、いわゆる気体の廃棄施設、
0:09:17	ですが、これに関する
0:09:20	耐震重要度分類についてコメントさせていただきます。
0:09:25	例として気体廃棄設備ナンバーワンというのがありますこれは主要表で言いますと 908 ページ。
0:09:33	E層中の耐震の 6-1 のF-1 のところで関係する機器の
0:09:40	重要度分類の考え方が書いてますが、ちょっと全体的にどれがどういうクラス分類かわからないっていうのがあります。それとできればですね、
0:09:53	これは気体廃棄物設備っていうのは単体の機器というのもこれダクトとかいろんな
0:10:00	当不当ラインとか系統のラインが結構多いので例えばダクトとかフィルタユニットと塾名
0:10:09	バルブ、それからダンパーですね、簿価単価／なんかも、耐震重要度上出てきますが、あとは灰機器としては排風機とか、
0:10:19	そういった部分のですね、各構成機器多々ありますがその耐震重要度分類とか、
0:10:28	特にダクトで言えば、どの範囲までが一例えば一類 2 類なのか。
0:10:35	そういったものを
0:10:38	設備系統図で今回つけられてると思いますので、例えばそういう設備系統図を使って各耐震重要度分類を以下わかるように説明していただきたいと思います。
0:10:52	それで説明。
0:10:54	するにあたってですねただここがなんでいいとか示すのではなくてそれがどういう根拠なんで、送受者の耐震重要度分類になってるのか、これは資料表、それから
0:11:08	附属書類でうっと設備機器の附属書類 3-1 ですねそれからダクト等関係の 3-2、ちょっと断片的にそれぞれ耐震重要度分類の考え方を覚えてとか基本方針に書いてますが、
0:11:24	それらとうまくひもづけてわかるように
0:11:29	系統図等を用いて説明していただきたいと思います。それでは系統増使う場合を用いて説明。これ例示する形で結構なんですけど、

0:11:40	具体的な機器が出てきますのでそういったものは管理番号をつけていただけてわかるようにしていただければと思います。
0:11:49	これが機体廃棄物系に気体廃棄設備関係に関するコメントです。あと、同じくそれに関してちょっと小さなコメントですが、
0:11:58	SERP濃縮使用表の中にですね、差圧計っていうのが、
0:12:03	入ってるんですが、くらボルトの使用の
0:12:08	太田が書かれてるだけで本数というものが記載されてません。小さなもう直で最大数のかもしれませんが、
0:12:20	ボルトの仕様と本数は一つペアになる、なってますので、必ず
0:12:27	molと書くときには本数も含めて書いていただきたいと思います。これは
0:12:33	機体廃棄物に書きおかけかうん限らず他の系統でもそういった事例がありますので、これはちょっと水平面低下して確認していただければと思います。
0:12:45	まず気体廃棄物系排気処理設備系に関するコメントは以上です。
0:12:51	コメントあればお願いします。
0:12:54	原子燃料工業の上村でございます。宅等の耐震重要度分類2件に関しまして、少し確認といえますか、補足をさせていただきます。まず宅等の耐震重要度分類ですけれども、原則的にはまずは事業許可のほうにも記載してございますけれども、基本的には3類を
0:13:14	ベースとしております。その中で空間的にですね防護しないといけないもの、特にここで言いますと、
0:13:22	フィルタユニットの
0:13:26	はい。
0:13:27	フィルタユニットのAからA排風機間の区間ですね、こちらの閉じ込めの関係上から途中階、
0:13:40	はいどうぞ。
0:13:42	てください。
0:13:45	結果は続けたい続けさせていただきます。はい。
0:13:50	当区間途中でですね第2類相当に扱うところとしましてはフィルタユニットから排風機までの区間ですとか、あとこれも事業許可のほうで約束をしているものでございますけれども、まだダクトの下にあります。安全機能を維持しないといけないような、第1で設備機器、
0:14:09	または避難経路、ここの直上にあります。影響する区間に関しましては一類にすることと、あと、
0:14:17	火災の重要な発になってます防火ダンパですね、こちらは一類にすることと、大きくはこういった方針になってございます。この辺の御説明に関しましては、

	これまで通り他の設備機器等の耐震の考え方と同様にですね附属書類 3-2 のほうに落としておりまして、
0:14:37	耐震の基本方針書という形で考え方をまとめさせていただいておりますので、ここからですねもうちょっと細かく安全機能を維持しないといけない一類設備とは何かということですか、避難経路に影響するかはどういうところかということもちょっと書き下しておりまして、
0:14:57	さらにそこからですね具体的な空間に飛んでいくところに関しましては、ラクタムの系統図、
0:15:06	というところで全体的な
0:15:09	系統図というところあるんですけども、
0:15:12	そのあとのページですね。
0:15:20	はい。
0:15:24	先ほどちょっと吉村様のほうからもお話がありましたところで言いますと、1204。
0:15:32	ページから
0:15:35	1204 ページのこういったのが全体系統図というもので気体廃棄設備の系統図でこれこれで今図示していただきたいというところの御要望だったかと理解しています。一応具体的に我々としてはですね、さらにページを進んでいただきまして、例えば、1210 ページ。
0:15:55	の方からですね。気体廃棄設備の各構成している系統ごとのですね、ダクトの線図をうかがわせていただいています。この中でですね。ダクトの耐震重要と一類ですとか、
0:16:09	全くとか特にあの区間区間で耐震重要度が変わっていきますので、変わっていくところに関しまして一類 2 類っていうところを
0:16:20	書かせていただいているところの一応我々としてはその耐震重要度分類、各区間の分類をちょっと明記させていただいているところですが、ちょっとまだわかりにくいところでありましたらちょっとまたコメントいただけますと幸いです。
0:16:35	以上です。規制庁の吉村でありがとうございます。ちょっと今日ほか含めと結構多いので
0:16:45	もう一度これ細かい点については主書面を含めて回答いただきたいんですが、今私のほうで系統図で類來說明して欲しいって言ったのは私のイメージだと 1209 ページでありますよね。
0:17:02	1209 ページのようなイメージのほうがわかりやすいと思います。それで今建物先ほどその次のページから建物にいろいろ
0:17:15	ダクト通いれてるんだ。これ非常にですね見づらいんですね

0:17:21	各科にわたってあるっていうのはありますけど、見つらいんで、これは 1209 ページのような系統図に、
0:17:28	わかるように示していただきたいということです。
0:17:33	原子燃料工業の上村でございます。
0:17:38	コメントの件が理解いたします。ちょっとですね 1209 ページのほうですね、のA系統図で表現し切れないところがどうしても出てくるところがちょっとございます。特に基本的には
0:17:54	基本 3 類っていうことと後そのフィルターから排風機までの間が 2 類であること、こういったところに関してはこの系統図で表現できますけれども、一番ちょっと表現しにくいところがですね、何でしたっけ、ほぼすべき
0:18:10	第 1 類の設備、或いは避難経路でこの影響する区間については一類というところがございますけれども、これがなかなかこの系統図だけで区間がぴたっと決まるものではなくてですね、各会で状況が違ってきています。ですのでちょっとなかなかここで表現するのが難しいというところは
0:18:29	こちらの事情としてはあって、細かいところとしてダクトの線図のほうで細かく描き分けさせていただいているというような状況でございます。以上です。先生、吉村わかりましたマーケット図では川の水密切れないところは適宜
0:18:47	部分的な配置図等で示していただくというのは変わりますのでそういった形でよろしくお願ひしたいと思います。
0:18:56	原子燃料工業の上村でございます。承知いたしました。ちょっと工夫している書き分けさせていただきたいと思ひます。
0:19:02	以上です。よろしくお願ひします。それでは
0:19:07	次のコメントを
0:19:10	申し上げたいと思ひます。これは成型施設いわゆる
0:19:15	前回、私のほうでコメントさせていただいたのは連続焼結炉往々コメントさせていただきました。今回連続焼結炉の上流側を中心にちょっとコメントを 7 点ほどを申し上げたいと思ひます。
0:19:31	内容については後日書面で回答いただければと思ひます。今から私のほうのコメントを続けて申し上げたいと思ひます。
0:19:44	まず一つ目なんですけどこれは粉末乾燥機No.2-1 の粉末開催機というのが、
0:19:53	等ありますこれ仕様書でいうと 82 ページですが、
0:20:01	このもう一つ図面で言いますと 328 ページに図面があるんですが、
0:20:05	図面見ますと粉末缶のいさ言い切って、いわゆるロボットですねロボット等が材の間にスペーサーがちょっとかませてるような構造になってますが、今回表化されている。

0:20:21	取付ボルトっていうのは、
0:20:26	多分この型委員の方に
0:20:28	取りつけているボルトかと思いますが、このスペース後本体というのがどういう形で接続されてるのか。
0:20:36	もしくはボルトであれば、これは包絡されてるっていうふうに考えていいのか、その辺の趣旨説明をお願いしたいと思います。
0:20:44	それからこれ小さくなってますが主要表の書き方で、
0:20:49	全体の寸法が書いてるところがあるんですがこれ
0:20:53	平面寸法見ますとこれはいわゆる支持架台、支持脚ですか、支持脚の寸法で示してますので、そうしますと高さのほうも当然支持脚含めた寸法で記載すべきだと思いますので、ちょっと見直しをお願いします。
0:21:12	二つ目です。これは粉末混合機No.2-1の粉末投入機。
0:21:18	ですね、これ85ページに使用表がありますが、使用表の中にの方地区の欄にですねKの式っていうふうに書かれてるんですが、傾動式というのが、どの部分がどういうふうに動く。
0:21:35	何かものなのか、ちょっと説明お願いしますそれから
0:21:40	構成機器の中にふっとペダル式開閉操作機構っていう操作機構が、
0:21:46	書かれてますが、これが配置上どこにあるのか。
0:21:52	ちょっと見落としかもしれませんが説明をお願いします。
0:21:58	それから図面上なんですけどこれ粉末混合機の粉末投入機といういわゆる
0:22:05	設備の
0:22:08	図面が定値33ページの329ページにありますけど、ちょっと図面を見たかったもので形で相当粉末当期投入機本体がどこに図面上どこにあんのか。
0:22:26	形状をそれからの粉末混合機とのちょっと接続状況が発生
0:22:31	わかりませんのでこれを示していただきたいと思います。
0:22:36	それから
0:22:38	この機器はどちらかといいますと囲い式フードというものをが中心的に
0:22:45	示されてますが、主要表の中で囲い式フードはパッキンを介した密閉構造
0:22:53	いうふうに記載されてますが、
0:22:56	10.1-F、F-6のほうではフード部の開口部の面速を維持する。
0:23:03	という記載があります。
0:23:05	ということはこれ開口を有するMWというふうに理解できるんですが、ちょっとこの記載がちょっと若干ちょっと矛盾して見えますのでその辺の
0:23:15	説明とそれから

0:23:18	図面を見た限りでもしこれ開口部があるとすればこの開口部のどこが開口部なのか、そういった意思が
0:23:28	この風土上ちょっと判別しづらいので、その辺の説明をお願いします。
0:23:34	当囲い式フードで開口部の有無がわかりづらいのは、個々の機器に限らずです。例えば焙焼炉の風土といわゆるそういったものも、他のものも含めて、閉じ込め構造が不明なものがありますので、
0:23:50	これはちょっともう一度を見直していただいて、的確にこちら側に使われるような形で必要であれば見直しを記載を見直していただきたいと思います。
0:24:04	それから次に三つ目ですが、粉末搬送機No.2-1、粉末搬送機容器昇降リフトというのが使用表が 97 ページになります。
0:24:21	細かい点ですが、この資料表情に書かれているフードB括弧Bの記載寸法というのが、図面と若干異なって、
0:24:31	出ますので、ちょっといま一度確認をしていただきたいと思います。
0:24:37	それから
0:24:44	ですね。
0:24:46	345 ページ、2aと風土Bの
0:24:52	鳥瞰図みたいなものがちょっとつけられてますが、
0:24:58	この中で粉末投入機やはり矢印だけされてるんですが、どうもその先にそれらしき設備は見つからないので、これはどこを示させているのか。
0:25:10	それから
0:25:13	これつけていただいている図面で
0:25:17	これすべての科医コメントフード部み見て構造の
0:25:22	開口部とパネルとパネルと開口部の差っていうのが本当にこれで判別できるのか。
0:25:30	ちょっと私のほうでは全体ハーグできませんので、構造について
0:25:37	例えばほかのページには細かい断面図が
0:25:43	続いていますので、それらとの
0:25:45	関わりも含めてですね。風土の構造密閉構造がわかるような形で見直していただいて、ちょっと確認していただきたいと思います。
0:25:58	それから次四つ目です。
0:26:03	これはプレスのナンバー2-1と重機器が
0:26:09	104 ページに使用表、それから図面が 348 ページであります。
0:26:14	それで
0:26:17	これ仕様表の、特に地震のところを見ますと、
0:26:22	プレスの固定部についてアンカーボルトのナット撤去しアンカーボルトに

0:26:29	基金の繰り入れを食うを生じない設計とするという記載があるんですが、
0:26:34	ちょっとかなり独特の設計だなというふうに思うんですがこの単価ボルトを撤去するということこのアンカー部の強度設計というのはどういう考え方に基づいてこのようにしているのか。
0:26:46	説明をお願いしたいと思います。
0:26:50	それから図面のほうで防護版が追加されて拡大図とか矢視図がありますが、これもちょっと先ほどの風土と同じなんですが、
0:27:01	この図面を見た限りでちょっと、ちょっとどこが開口部でどこが歯パネルなのか、判別ができません。それからアンカーボルトの据えつけチームを
0:27:15	記載をしていただきたいと思います。
0:27:20	これがプレスのナンバー2-1に関するコメント。それから次続けさせていただきます。
0:27:26	焙焼炉のナンバーの2-1、
0:27:32	これは
0:27:34	図面で言いますと349ページ。
0:27:38	これに他の機器も含めた周辺の全体図、それから個別のやつが361とか2にありますが、
0:27:49	これは
0:27:51	耐震設計のいわゆる基本保障について意見書にあります耐震計算結果というところから見た感じなんですが
0:28:02	焙焼炉と研磨くず乾燥機それから粉末取扱機というものを
0:28:08	一体としていわゆるこういう振動数書かれてますました。
0:28:14	ということはこれ三つを一体構造として評価してる。
0:28:19	とちょっと理解したんですが、そそうしますとモデル図に全体で、この三つの基金の関係を見ますとそれぞれが
0:28:28	独立してるようにも見えますし、ちょっと接続条件がよくわからないので、
0:28:33	これを一体として評価する、してるのであればそのモデル化の妥当性、
0:28:40	あとは個別ツールに評価する場合と比べてですね、計算結果ある程度保守性を含んでいるのか、そういったものについて説明をお願いしたいと思います。
0:28:56	それから361362にいわゆる焙焼炉の
0:29:04	図面が載ってますがそう中に、
0:29:08	焙焼炉の本体の形状、
0:29:11	1が特に分の1のほうなんですが、

0:29:15	どこに本体が農家がちょっと、ちょっと判別がつかなかったですね、こういった形で固定されてるのかというものを含めて説明をお願いします。
0:29:28	あとパネル上のパネル面の開口部塗布等
0:29:36	例えば、
0:29:38	工事が金属面の変更箇所とかいうの今回されてますが、そういったものの判別も図面上ができませんので、これも確認の上必要な見直しをしていただきたいと思います。
0:29:51	次にいます。焙焼炉 2 のNo.2-1 の破碎装置ですが、
0:29:59	これは先ほど
0:30:04	どう。
0:30:06	二つ目のほうでコメントしたこと同じなんですけど、
0:30:11	防護防護版の据付ボルトが主要伸びて本数書かれてませんので、必ず本数を記載するようにしてください。
0:30:20	それからあとは 114 ページに破碎装置の材料一覧。
0:30:27	があるんですが、アンカーボルト等、
0:30:31	下部の部分のアンカーボルトの主要が
0:30:36	いわゆる材料一覧表とその下にあります。
0:30:42	耐震補強の部分とで若干記載がちょっと異なってる部分がありますので、材料の記載ですね、これも確認をお願いしたいと思います。
0:30:53	それから、
0:30:56	最後ですが、焙焼炉搬送機能ナンバー2-1 の分ペレット搬送装置、
0:31:06	いい図面で言うところ 364 ページそれから今度は基本設計方針書のほうに、
0:31:13	計算結果が図られてますが、評価結果考えてますが、
0:31:19	いさ行くと抜き取り部にロボットがこれまでの申請等のときと同じなんですけど、予知のときにたいのもありましたけど、いわゆるロボットがあつて据えつけボルトで、
0:31:32	固定されてます。この部分の計算結果っていうのは特に個別に示されてませんが、これは一応部材のほうの計算結果に包絡されてるのかということをちょっと確認したいと思います。
0:31:47	できれば
0:31:50	計算結果がどの程度のオーダーなのか、示していただければと思います。
0:31:57	以上でございます。基本的には今申し上げた点については後日書面で回答を
0:32:05	下ろしていただければと思います。
0:32:08	この場でどうしてもっていう確認があれば、お伺いします。

0:32:15	原燃工でございます。コメントありがとうございます。ちょっと国内の投入基幹系もともと非常に構造が複雑なので、わかるようにということで長官のつけて工夫をしているつもりですけれども、それでもまだわかりにくいということですので、その辺り修正していただきたいと思います。いただいたコメントについては後日書面で回答させていただきます。以上です。
0:32:36	吉村です。それではよろしく。今のコメントよろしく願いいたします。
0:33:12	はい、原子力規制庁の永井です。引き続きましてええと耐震関係で、建物のほうで、ちょっとこれまでにちょっと確認した範囲で2点、大きく2点ですね、お伝えします。
0:33:29	それですね、まず1点目ですけど、なこれは第1だ、放射性廃棄物の廃棄施設の建物として第1廃棄物貯蔵と。
0:33:43	そうですね、これの防壁または防護方策。
0:33:51	今も含んでおりますけれども、これの仕様表が1056ページから添付されますんで、1057ページの設計番号でいきますと5.1-B1、
0:34:07	に関連してですね。平板最下試験の
0:34:12	結果ですね、について
0:34:16	対してですね、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 、これ数字っていうのが <span style="background-color: black; color: black;">■■■■■■■■</span> で支持力を設定しているんですけども、設定しているのかどうかという点が不明になっていますので、
0:34:33	ということです。
0:34:35	それからもう1点ですね。スッ今度1000飛んで58ページの6.1B1-添設計で台地廃棄、
0:34:46	の緊急設備として防護すべきまたは防護策。
0:34:51	これW1の防壁
0:34:54	におけるその耐震いい評価。
0:34:58	なんですね1068ページ欄外の(2)に
0:35:02	該当するということの理解でよろしいでしょうかという確認になりますので、管理装置ということであるならば、何か付番がするとかしてですね関連づけをするようにしてください。
0:35:18	それから1000飛んで68ページのその他許可で求めるしようとして99-B4
0:35:29	の資料にですね、F3の飛来物についての仕様の記載がありません。
0:35:38	これは設計飛来物が何なのかっていうところにもよるんですけども、
0:35:47	これは非の飛来物が該当するのではないかとこっちを考えておりますので、確認してですね、追加するようにしてください。
0:36:01	それから線。

0:36:02	368 ページのずっとW1-13 の(2)っていう図面があるんですけど。
0:36:11	この図面にはですね、今回補正でですね、図面の寸法に括弧が何か追記追加されているんですけども、括弧内の寸法の意味が伝わってこないんで。
0:36:28	ですんでこういう図面書くときにですね。
0:36:33	書かれた方はわかるんでしょうけど、そういうの人が
0:36:40	伝わるように、何か注記をすとかですね。
0:36:44	考えていただきたいと思います。
0:36:47	それから第 1 廃棄物貯蔵棟のどう減っ関係ですね。
0:36:54	それからもう 1 点といいますかね、次は地盤関係になるんですけど。
0:36:59	附属書類の II の耐震の
0:37:04	地盤です。
0:37:07	第 1 廃棄物貯蔵棟の 2892 ページの説明で両括弧 4 の杭体の強度評価結果、
0:37:21	について、発生軸力の最小が最大の曲げモーメント発生時の許容応力度範囲となる。
0:37:31	事務局の範囲に収まってないよ。
0:37:36	に見えるんですけども、
0:37:39	これで判定は、オッケーといいますかね、旧基準内ということでよろしいのでしょうかという確認になります。
0:37:50	以上の点が不明な点として、大きく 2 点ですね、細かい点でいけば、6 点ありますけれども、お伝えします。以上の点については後日書面でですね回答のほうをお願いします。
0:38:08	現世の工業新たにございます。ただいまのコメントを内容に関しましては承知いたしましたの署名の方で御回答させていただきます。
0:38:17	原子力規制庁長いですので、ちょっとこれは全体を通して先に最後にもお伝えするんですけど。
0:38:29	これまでの面談でもですね、申請当然されてますので我々のほうでも判定で認可基準に適合しているかということで、許可であるとか、技術基準の適用性を
0:38:44	見ているんですけども、
0:38:46	今回は設備も多いですし、もともと事業者の方で技術基準に適応した設計、設計っていうのは 1 構造強度、機能性能が本文に、
0:39:01	本文に記載する。そしてそれが技術の認可基準なりである許可とか、技術基準に適合している設計であるということの説明を添付の書類なり、基本設計方針書、

0:39:17	基本方針書のほうにですね、記載して、
0:39:21	シールかという観点ですね。
0:39:24	全部の設備を対象によく再点検をするようにしてください。
0:39:32	そうでないとですね、何か我々の方が皆さんの書類をチェックしているような、そんな進め方になってしまいますので、今日はこれまでに確認した範囲で気が付いた点を具体的にお伝えしますけれども、
0:39:52	なぜそういうふうになってる先ほど寸法の括弧がわからないとかですね、ちょっとしたその
0:40:00	なんていうか、第三者のチェックが入れば何とかその判定基準なりに対して7名なにを書きたいのかということが伝わるような申請書にしたい、いただきたいと思ってますので、ちょっと途中っていうかこれからまだ
0:40:18	設備のほうもお伝えしてきますけれども、全部共通する。
0:40:24	考え方として先にお伝えしておきますので、よろしくをお願いします。
0:40:48	ちょっと続き始めてよろしいですか。
0:40:55	結構でございますようお願いいたします。はい、規制庁教材ですけど、その前に今の長いコメントに対して、原燃工熊取のほうから回答をお願いします。
0:41:07	はい。
0:41:08	日原子燃料工業フジワラでございます。今の御指摘のところですね踏まえまして、今回ダイエーと第5次設工認ですね前半申請を最後になりますのでですね。
0:41:25	前回も回答が一部させていただいておまして今回最後ですねそうチェックのような形ですね、させていただきますので、それを踏まえて、補正等ですね今後させていただきたいと思っております。以上です。
0:41:57	規制庁割れてる数でも今の名護屋へのコメント等は、それに対応してもらおうという形で続いてのを、
0:42:05	国民に移りたいと思います。規制庁有田です。
0:42:11	私の方向のまず代表設備として連続焼結炉を見ておましてそれを踏まえての事実確認がちょっと流れてるすることになります。
0:42:22	まず、
0:42:27	連続焼結炉の臨界について。
0:42:32	三紀八つほど事実確認お伝えしますので後日書面で回答してください。
0:42:38	まず一つ目からいきますと、269ページの単一ユニットの説明の資料で
0:42:47	そこによると、
0:42:49	いう起動搬送装置連続焼結炉焼結ポート置き台というのが三つの設備を合わせて一つの単一ユニット2-2(4)重点してるらしいんですが、

0:43:03	266 ページの問題になってるぞ単一ユニット 2-2 の(4)10 番でそう見ると、その管理は名が連続焼結炉しか含んでないように見えます。これでいうとちょっともともと 269 ページの表の説明と、
0:43:21	何か合致しないような気がするのはどういう考え方の御説明をお願いします。
0:43:27	二つ目。
0:43:29	はい。
0:43:29	266 ページ先ほどの単月意図の図面なんですが、ここで、
0:43:36	単月ユニットの範囲として囲って囲ってるところは、
0:43:41	設備機器そのものの寸法ではなくて、ウランの存在する部分、具体的には連続焼結炉焼結ポート改良する範囲になると思うんですけども、そういったところを
0:43:54	寸法として示しているということでしょうか。これ確認です。
0:43:59	三つ目。
0:44:02	267 から 269 で
0:44:08	69 ページで何か単一ユニット 2-2-2-2(1)から(4)19 万円を設定しているという説明はあるんですが、寸法図を見ると、ユニットの寸法図を見ると、2-2-25 番以降しかなくて、1 から 24 番が書いてないのでこれも理由を説明してください。
0:44:28	次が臨海の基本方針書の説明等記載腰痛います。
0:44:36	2452 ページにですね、既認可及び加工事業変更許可申請書に記載した基本方針の変更はないという形記載はあるんですか。一方で、同じページで一部の設備機器について、
0:44:52	臨界安全評価を加工事業変更許可申請書において既認可から見直しを行っているという記載がありますメーターここだけ見ると結局変更はあったのか、なかったのか記載は併合しないように見えるのでどういったものが実態を説明するのをお願いします。
0:45:12	次同じこの 2452 ページですか。
0:45:16	一部の機器について、臨界安全評価は、加工事業変更業申請書において金額は見直しを行っているという記載があるんですが、
0:45:27	その具体的な内容というのは 2453 ページの表等でここが個々設備の臨界の
0:45:35	制限値の一覧表だと思うんですけど、ここを見ても見直した内容かわからないので、ちょっとこれも読み取れるように記載の変更をお願いします。
0:45:48	次ですが、2463 ページ、ここなんですが、制限保護司数値質量制限から形状寸法制限に変更すると記載はあるんですが、これも保育性がある一方で、なお、これに伴う計算モデル科学的清潔変更はないってあります。

0:46:09	これなんですけど制限の方法変われば当然、
0:46:14	核的制限値も変わるはずですし、また、この変更によって複数ユニットの影響評価評価にマイクはないのかなというのがちょっと説明がされてないんでこれの説明をするようにお願いします。
0:46:28	はい。
0:46:31	続いてですが、法律と付すページ。
0:46:35	この指定してNaF全体的な話になるんですが、複数ユニットの評価において本申請の予定の設備機器を含めた評価が前半申請の設備機器のみで、
0:46:49	のみでの評価を包含するということだと開口部取り扱いで開口部が単一ユニットの臨界安全評価に包含されるということについて、ここのちょっと説明を追加するようにお願いします。
0:47:03	2 最後臨界関係で最後なんですけど、2875 ページのかかんの取り扱いの評価っていうところなんですけど、ここ見ると、
0:47:15	評価の考え方土砂が主要機器の直径っていうのありまして、これが具体的に図面で見ると各設備、どこの直径のこと言ってるのがちょっとはつきりわからない状況になっております。
0:47:31	この枝管の評価のカギってことではないんですがその基本方針で評価に用いた入力値というものは結局保護。
0:47:41	ちゃんときっちり入力値入力値を本文事項Ⅱ 約束約束してもらわないとその入力結果が正しいものであるという担保ができないので、この場合ですと
0:47:53	枝管の直径と本数に当たりますけども、こういった入力書本文のほうにも記載をきちんと確認をお願いします。
0:48:01	まず、臨界関係が以上です。
0:48:09	原子燃料工業の内海でございます。ご指摘の点について後日書面にて回答させていただきます。
0:48:19	原子力規制庁の永井です。今後示書面で回答いただくんですけどちょっと結論だけこの場で確認したいんですけど、ちょうど 4 点目 5 点目 6 点目で
0:48:32	いわゆる 2452 ページで許可に記載した基本方針からの変更はないということで記載があるの。一方で、その臨界安全評価はここ事業変更許可申請書において既認可から見直しを行っている。
0:48:50	いう記載がある点について、実際どうなってるのかっていうバーの 1 個設備は、これなんですけどそういうのがあるのかないのかっていうのだけはちょっとこの場で説明していただけますでしょうか。これは
0:49:06	りん回位安全年会のほうを設計にせ数責任を有する設計の担当部署の基本的責任者からその代理の方で結構ですけど、から、ちょっとこの場で説明していただけますでしょうか。

0:49:27	原子燃料工業の黒石でございます。ただいまのご質問ですね許可のときに、面談の中でも説明させていただいたことを踏まえてございますのでそれを踏まえた許可申請書どうなっておりますか許可いただいたものでございます。
0:49:47	具体的には
0:49:49	一つ一つはちょっとこの場で申し上げませんが、既許可既認可から、
0:49:55	新規制なの加工事業変更許可の中で核的制限値を変更した部分がございます。それは従前設備が親設備から来設備という形で制限としては非常に大きなものを持たせていたものを
0:50:13	実態に即して小さくするであるとか、
0:50:16	或いは
0:50:19	核的制限値自体は変わらないけれども計算だけやり直しをさせていただいた最新の計算手法を用いて計算だけやり直しをさせていただいたといったものがですね、非常に細かなところの見直しを許可の中でさせていただきました。
0:50:36	ですので、既認可。
0:50:39	横切購入責任課からは変わってる部分があるのですけれどもそれは許可のときに説明させていただいた、そしてそれで許可を受けたということはそういうことを踏まえた今回の設工認とさせていただいております。そのあたりちょっと文章がですね
0:50:55	十分に書けていなくて、
0:50:58	ご理解いただけないのも非常に申し訳ないことだったなと思っております。以上でございます。
0:51:04	原子力規制庁の永井です。そうすると我々の審査の進め方のペーパーにも書いてあるんですけど、いわゆる要求事項も変わりなく適任変わり変更ないものは店舗の説明書にそういうことを書いていただければいいんですけどそもそも許可で、
0:51:22	今回既設の設備であっても、もう許可でと臨界の核的制限値なり復水に隣の変更があつて、当然公開の設工認で改めて審査を受けるという
0:51:38	いう必要があるものについては、ちゃんと添付のほうも、今説明だったですね、変更箇所は漏れなく、
0:51:48	に認可を受けるべく、説明にさせていただいて、何言い具体的な形状寸法に変えたのか質量なり損ユニットの大きさを変えたというのは、きちんとわかるような説明になっているかというのを、
0:52:06	すべて載せていわゆる家計臨界防止の設計が要求されるものすべてについて、再確認をしてええとまあ当然本文の記載事項もきちんと許可を踏まえたし、申請になつてるかということと、

0:52:22	添付の説明書もそういうことがわかるように記載していただかないと我々のほうでも審査法の範囲でスコープであるとか、が確定できませんので、
0:52:39	審査の進め方のこのペーパーですね昨年の9月30日のペーパーよく見ていただいて、職員の方ですね、全般を見直すようにしてください。
0:52:55	はい。
0:52:56	原子燃料工業の苦勞してございます。
0:52:59	ちょっと全停といいますか許可のときに、設工認睨んでですねかなりを考えていたかということにちょっと関わるところでございますので、いくつか説明させていただきます。あとは質量制限を
0:53:14	経常損保に変えたといったような部分があったりとかですね、先ほど申し上げましたようにちょっと大きな制限値だったので適正化したってようなことはございますけれどもそれは実は設工認で説明させていただいております
0:53:31	従前からの復水の評価に影響するものでのほとんどございません。
0:53:38	と申しますのですねその時に核的制限値というふうに設定したもの、例えば質量ですと寸法が出てきませんのでその具体的な層厚は設工認で出てくる寸法で、
0:53:51	復水ピットは繋がっていきますとこの部分が変わっていないといったようなこととかですねございますので、そういう意味で復水と評価が変わっていない。そのあたりをきちっと点検していきたいとは思っておりますけれども、基本的にはそのような形になってございます。あと
0:54:09	設工認の中身ちょっと簡単ですけど、二つ目のほうから紹介させていただきます。原子力規制庁長いですすいません具体は次回書面で回答していただければいいんですけど、ここでは基本的な考え方なんですけど。
0:54:26	今の説明の中で、もう、そもそも相馬単一ユニットというのが皆さんの中では単一ユニット等も計算で実施しているケースもありますけれども、いわゆる既認可うその
0:54:43	既認可で認可を受けた核的制限値が質量からもう済ん今回寸法に変えたんであればこれは既認可を受けた設計から変更になってますから、実態がどうかであるとかじゃなくて、
0:54:59	従来、どういう形で認可を受けていたのかということの、まずは差分
0:55:05	並べてみればすぐわかると思うんですけどで差分があるものについては何らかの今の理由があるので、それはだからとりあえず面談で説明していただいてもいいんですけど、こういうものはこうしてるというのを後日書面の中で、
0:55:20	記載して回答してください。
0:55:28	原子燃料工業、内海でございます。ご指摘の点について後日書面にて回答させていただきます。

0:55:38	規制庁座ですけど、永井さんちょっといいですか。私のほうから、
0:55:44	どうぞ。
0:55:48	また少し詳細にお話しするっていうか内みさんの関係と関連してくるんだと思うんですけど、
0:55:55	ちょっと種申請書を見てもらいたいんですけど。
0:55:58	2463 ページ。
0:56:02	臨界の適合性説明の資料なんですけど。
0:56:06	ここの
0:56:08	ページ開いていただけますでしょうか。
0:56:21	2463 ページ確認してます。
0:56:25	大丈夫ですね現場のほうも大丈夫ですか、進めて、
0:56:29	はい。お願いいたします。で、ここの中ほどの 4.1F1 に書かれているこの内容のみが変更があったんだっていうふうにいるいろいろコアの記載なんです、1 ー等右から左たりとか統一がとれてないので読みにくいところがあるんですけど。
0:56:49	ここが変更点だったというふうに私は認識してまず読みました。
0:56:54	で、そのときに、先ほど言われた通り質量管理から制限から制限を計上するものに変えたっていうのが、ここのところの初めのほうに書かれているもの。
0:57:08	ですよ。
0:57:09	そこが必要制限から計上するものになりましたっていうところだからここのところの右側が家変わったんだというふうにまず認識してますんで、単一意味等については基本的に事業許可のところときに、もう
0:57:26	決着がついてる話なので、それに従って設工認に来たときに、既認可のものから変更になった点のみ我々は確認していくっていうことになりますので、全部記載していただいているのは結構なんですけれども、そのところで、既認可のところから変更があったところがどうこうなんだっていう
0:57:46	いうのを本文とかそういうところでも明示していただいて、ここだけであれば、ここなんだっていうふうにわかるようにしていただければいいんだと思います。
0:57:55	あとその鋼板側についてはおそらくこれはCode使って高度を変えただけであって、モデルだとかも変更しなくてその結果として、結果もあんまり変わらないから核的制限値も変わっていないっていう話だと思いを持ってますので、
0:58:15	そうすると、そのところは評価の中身が変わっているということですけどもこれも大事とは当事業許可で済んでる話なので、そうすると、結果としてその設工認に来たときに既認可とどうなのっていうところでここのところ変わっていないければ変わっていないって話になると思ってます。

0:58:32	ただ、評価の中身変わっているのですこのところが変わったっていうのを我々は結果に変わなくても確認する必要があると思っています。
0:58:41	あと1点追加で言われた複数ユニットのところが、
0:58:48	そうですね。
0:58:52	立体角評価をしているのであれば、
0:58:57	距離だとかその断面積だとかっていうところが関係してくるだけなので、あまり黒いさんが言われた通り、この部分だけの変更であれば影響してこないんだなっていうふうに認識しているんですけども、
0:59:14	全部が複数意味と、全体を通して旧近海のところから等変更がないのかあるのかというところをきちんと明示的に書いていただきたい記載していただきたいと思っています。
0:59:29	ちょっとそういう観点ですね、全体を見直していただければと思っています。
0:59:34	以上です。
0:59:41	原子燃料工業の内海でございます。ご指摘の点踏まえまして申請書を本当に忠実に記載をさせていただきたいと思えます。以上です。
0:59:53	規制庁ですけど、私の言って今認識のところ誤りが
0:59:59	誤っている部分がありましたでしょうか。
1:00:03	原子燃料工業へ内海でございます。今という部分等ございませんで
1:00:10	小澤様の発言された通りの認識しております。
1:00:15	了解しました。そうしましたらと回答していただくとともに、申請書全体を見てですね申請書層全体で統一がとれて読み取れるような記載に位置していただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。
1:00:30	原子燃料工業の内海でございます。承知いたしました。
1:00:36	はい。おりという措置は続いて、また連続焼結炉の続きになりますけど。
1:00:43	外部衝撃とじ込みの話も併せてこれ三つ掘るなんでお伝えしたいと思えますこれも後日書面で回答をお願いします。
1:00:52	148 ページ連続焼結炉の仕様表なんですけどこん中に屋外に設置する緊急遮断弁の外部衝撃の設計として、凍結そう電磁的障害だけ記載されております。また、
1:01:08	を竜巻とか広告がV層析出こういったものの影響をするんじゃないかと考えられます。ですのでこれらその一竜巻ここは差異分析する限らずなんですけど他の
1:01:22	外部事象について、緊急遮断弁グラフはそうしないのか、また破損しても他の安全機能に影響がないのか、この辺をちゃんと整理し説明するようお願いいたします。

1:01:33	あとその事業許可のほうで外部衝撃に対して核燃料物質及び核燃料棒線で汚染されたものを取り扱う設備機器の
1:01:44	安全機能を損なわないように設計することとしているという記載がございまして、
1:01:49	これを踏まえて、この緊急遮断弁等連続焼結炉の降雨の構成機器でありますので、この
1:01:58	連続焼結炉に対する安全機能に影響がないのか、これも込めて説明するのをお願いします。
1:02:04	またこれを踏まえて使用表の外部事象機器の該当事項を変更した場合は、そう整理した結果を 2140 ページから 41 ページにある。
1:02:21	許可申請書の第 9 条の該当箇所についてもちゃんと
1:02:25	適切に反映するようお願いいたします。
1:02:29	続きまして閉じ込めに県債冷えますので、一つなんですけど、競合のもらった。
1:02:39	回答資料の一部を記載はあったかもしれませんが、376 時申請書の 376 ページの図で連続焼結炉
1:02:49	のは風土局所排気系統に
1:02:55	接続すると記載はあるんですけども、これ。
1:02:59	ただ 149 ページの使用表見ますと守りの記載がございません。もう普通局長保育にその後ITの撤去中のウランを閉じ込めるため機能として許容範囲つなぐ場合は、
1:03:14	コサクもんだと思うんですけど、この連続焼結炉の局所排気系統っていうのはどう一旦できるように基づくものだろうか、説明をお願いします。その次の局所排気に関係するものなんですけど、
1:03:30	2 種類 1204 ページにその局所排気系統の系統図があって、
1:03:38	連続証券医療総括炉を設置する部屋にはもう局所排気系統に切ると出てると思うんですよ、0m連続焼結炉が果たしてもどちらに繋がっているのか、これ現状の申請書を見た限りだとよくわからない状況です。
1:03:55	でもこれに限らず、局所排気系統っていうのはいろんな設備が備わっているはずなんで、いろんな系統があっっているんな設備があるんでそれぞれに何が備わっているのが申請書上で明確に記載するようにお願いします。
1:04:09	以上後日書面で回答をお願いします。
1:04:18	原子燃料工業の上村でございます。ご指摘ありがとうございます。ちょっと 1 点だけ簡単にここへとできるものがありましたので 2 点目の局所排気系の接続の件でございます仕様表に記載がないという御指摘でございましたけれども、

1:04:34	今現状ですね 11 条-7 孔という技術基準上、技術基準の 11 条 7 項の要求事項ですね。可燃性ガスを滞留することが完全に排出するための適切な措置を講ずることということで 11.7-F1 というところの設計番号のうち、空気混入防止機構
1:04:53	の中で一番最後のところに施設上施設の上部に局所排気系統に接続された封筒設置するということを旨を記載しているということでございます。あと他の設定に関しましては、なかなか口頭で御説明することも難しいところございますので、照明のほうでここへとさせていただきます。以上です。
1:05:30	原子力規制庁永井です。今上村さんから御回答のあった通りであればですね、
1:05:40	いわゆる火災爆発つうの設計のところに書いてある。
1:05:46	たりするんですけど、ちょっと技術基準の要求事項って多面性を持っていて、当然爆発を防止するために、負圧を維持したり排風機につなげたりという、
1:06:01	のがあっている一方で、何か閉じ込めの要求事項にも関わっていたり、いくつかのもしくは後は、設計基準事項に関連するのもあると思うんですけど、多分記載内容が多少重複する部分が、
1:06:18	あっても一応整理としては、技術基準の要求事項に対して、それぞれ仕様表に記載しておいていただくと、今みたいな疑問点は解決するんじゃないかと思えますので、
1:06:35	一つの設備がですね、複数の要求事項を満足しているのであれば、ちょっとそこら辺はですね、要求事項に対する設計しようということで、複数箇所に、
1:06:50	書いていただけるとこういう疑問がわからなくなるんじゃないかと思えますので、ちょっとこれに限らず、全般見直しをするようにお願いします。
1:07:05	原子燃料工業、上村でございますコメントの件承知いたしました。ちょっとどの条項にかけられるとかかですね、含めて検討させていただきます。以上です。
1:07:22	はい。規制庁おりとですね。
1:07:28	続きましてですが同じく連続焼結炉の火災関係について、
1:07:34	根井の事実確認のこれはちょっと 10 個ほど続きますんで、これ部門を順番にお伝えしていきたいと思えますので後日書面で
1:07:43	回答お願いします。
1:07:45	まず一つ目ですが、
1:07:47	連続焼結炉の出荷検知機構というやつでこれが作動してプロパンガスが供給がとまるという話なんですなんなんです、今後そうだと思っても結局アンモニア分解はストアとする。或いは水素ですけども、あんまり分解ガスの供給がとまるなければ、

1:08:04	炉内に炉内から室内にアンモニア分解ガスが漏えいしてしまおうかと思えます。その場合でも連続焼結炉安全停止できるのか。
1:08:15	ということについての説明をお願いします。あと技術的に関連して技術基準規則なんですけど 11 条 7 項 3 号には、
1:08:25	連続焼結炉減っちゃうとか、焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは燃焼を停止した場合に、可燃性押すの教育自動的に停留する構造すつとすつって規定がございます。
1:08:41	これつまり今提示しろと書かれているんですけどそれでいくと
1:08:45	アンモニア分解ガスもこれも可燃性ガスが該当するかと考えられますので、これも踏まえて、11、11 条 7 項 3 号への適合性も踏まえて説明をお願いします。
1:08:57	二つ目。
1:09:02	申請 153 ページ使用表の改定し 153 ページの仕様表にある失火検知機構なんですがこの出荷検知機構っていうのは、はい機構のパイロットバーナーで設置するってあるんですが、
1:09:18	これは焼結炉の出入口のフレームカーテンで設置する設置する必要はないんでしょうかということで、これこれも好転がしっかりした場合でもこれ工期が混入ししようじゃないかと思うんですけどこの考え方を説明するようにお願いします。
1:09:36	三つ目です連続焼結炉に冷夏冷却水の系統っていうのがあると思うんですけど、この例競争には結構冷却水をずっと熱を配布する熱交換機のようなものがあるのでしょうかとあと当然この熱例冷却水熱が、
1:09:55	移っていけばこれ圧力は上昇して、当然、上がりすぎるばその冷却水の系統が破損するのではないかというふうなことは考えられると思うんですが、もこういった恐れはないのかということの説明するのではします。
1:10:10	焼結炉本体の
1:10:15	インターロックを成果過熱防止機構というのがありますので、もうもうそれによってその冷却水が低角水系等が破損するまでにとめられるというのであればそういう考え方もあると思うのでその辺整理し説明するようにお願いします。
1:10:33	三つ目ですが、145 ページの仕様表で可燃性ガス漏えい検知器っていうのは連続承継するの構成機器って書いているんですが、炎検知器の配置図を見るとこれ 1900、
1:10:49	78 ページで、その他加工閉鎖の増資図として記載されてまして。
1:10:54	これちょっと
1:10:56	この申請書の構成の問題なんでしょうけれども、
1:10:59	はい。

1:11:00	覆いますようは成形施設である連続焼結炉の構成機器はその他施設に書いているということで、ちょっと何か勢力わかんなくなっちゃっているの、構成機器ズボンの整理の考え方について説明をお願いします。
1:11:17	続きに行きまして、
1:11:21	152 ページの 140、152 ページ 154 ページの資料Ⅳのところなんですけど、これの 14.1-3 フチノ圧力逃がし機構、あと 18.2 表示の地震発生時可燃性ガス遮断インターロック。
1:11:39	これ用についてなんですけど
1:11:43	これらの記載をこの火災の火災による損傷防止の箇所にこの機構の規制がないんですけど、これらについても許可債の発生 5 食或いは発生しておかない爆発の発生防止とか発生した場合の影響か主に当たる。
1:11:59	機能だと思われますので、これを家裁に当てはめないとする考え方を説明してください。
1:12:10	続きまして、
1:12:11	済みに移りまして 382 ページなんですけど、緊急設備緊急遮断弁では 2 個あると思うんですけど、これに後程BDBA二つあって、どっちがどっちかわかんないで明記するのをお願いします。
1:12:29	1 に、
1:12:33	次に七つ目ですかね、七つ目、391 ページから 300 給水 393 ページで、
1:12:42	アンモニア分解ほか数装置ベント緊急遮断弁(ア)も 2 分ぐらいはという名前のアンモニア分解ガス関連の弁が 2 種類出てくるんですがこの二つは別物と考えるとよろしいでしょうかということと、
1:12:58	あとアンモニア分解ガス装置弁っての位置が系統税を確認できません。
1:13:05	次は八つ目で、
1:13:09	398 ページの 393 ページで水素ガス漏えい時と地震時のインターロックでアンモニア分解ガスの供給は呈されるってなってるんですけど、これアンモニアボンドだけじゃなくて同時に窒素を供給しなければ、
1:13:28	給付の炉内が制は常に保てなくなるので中に空気を混入するのではないかと考えられます。その方位でも、
1:13:36	連続焼結炉を、その爆発とかおくらせるに安全に停止できるっていうことを説明するのをお願いします。
1:13:47	次九つ目ですかね。これも 3090 申請書 3095 ページの圧力ば圧力逃がし機構の話です。これ今日の配付資料でちょっと追加の今日配付資料の参考資料ながら図面で、
1:14:04	一部回答あったと思うんですけど、現状の申請書を見た。

1:14:09	申請書の記載では爆発圧力逃がし機構が作動する圧力っていうのが、
1:14:16	記載されておりませんので、これについては、
1:14:21	基本方針書と仕様表。
1:14:24	にもちゃんと確認をお願いし、基本方針書と仕様書、
1:14:29	など関連会社にちゃんと確認をお願いします。
1:14:33	あと圧力逃がし機構の作動する圧力の考え方なんです、これについては通常運転時の炉内位の正圧で弘和想定母校圧力量にも低い圧力で開くという考え方と、
1:14:48	でよろしいのか。
1:14:50	これも説明をお願いします。
1:14:54	火災今期で最後になります。
1:14:58	3109 ページ、爆発爆風圧による影響評価というところで焼結棒とか扉から離れた位置にある。
1:15:08	っていう想定で焼結ポートに爆炎の圧力の影響がないっていう起こしているんですが、
1:15:14	そもそもこれ連続焼結炉の出入口で焼結冒頭出し入れするわけなんです、当然正しい利尻標高の爆発する可能性もあるわけでもちよと離れた位置にあるという想定がよわからなくて、それについての説明をお願いします。
1:15:31	以上を火災関係ですんでこれも書面で回答をお願いします。
1:15:38	はい。
1:15:40	原子燃料工業の上村でございます。コメントありがとうございます、コメントのほうにつきましては、市別途書面で回答させていただきます。1 点だけちよと確認をさせていただきたい件がございます。五つ目のぐらいだったと思いますけれども、コメントでいただきました。
1:15:58	圧力逃がし機構の技術基準上工場火災による火災等による損傷の防止の機能に該当するか否かという御指摘ございましたけれども、こちらの件ですね、基本的な火災の火災による影響軽減というところになるんですけれども、
1:16:18	ちよと議長私ちよと技術基準上ちよと呼ばせていただいている、ちよとこの扱いがなかなか私も悩ましく思っていたところではあるんですけれども、一応私どもの整理ではですね、こちらの内部飛来物の発生防止ということで、14 条 3 項
1:16:37	に該当するものとして、今現状を整理してございますので、先行他社さんの審査書もちよと呼ばせて拝見させていただきましたけれども、この中でもですね 11 条のほうにはくられて審査書のほうで記載をされてございましたけれども、

1:16:55	具体的にちょっと技術基準上の条文として、何項というところまでは明記されてなかったようだったんですけれども、ちょっとその辺の具体的な技術基準の条項としてどの方向に当てはまるのが適切なのかわかっていうところをちょっとご意見いただければと思います。いかがでしょうか。
1:17:21	ほいあるイトウというスマートホンもう確かにこれ一応先行事例の審査書のSir iとも確かにこれずばり技術基準の条文の何校に当てはまるっていうのがないっていうのはその通り。
1:17:37	なんですよ。何でそうであるので審査書のほうでも第何項と書いてないんですけれども、他方でにくく火災等による損傷の防止何でも爆発によって、
1:17:51	施設が損傷しないっていうことで
1:17:54	11 条もちょっと位置付けがないわけでは悩ましいんですか中央値としては
1:17:59	11 条に関係があるものと考えて
1:18:08	／11 条の対買い取る拡充事情で関係ある。
1:18:14	と考えたもののちょっと条文間の項まで見ていくとちょっとそこに
1:18:19	だからまらないっていうのはそうそう日状況です。
1:18:28	はい。
1:18:29	はい。
1:18:31	原燃工の上村でございます。ご意見ありがとうございます。ちょっと今おっしゃったおっしゃられましたが、コメントをちょっと踏まえて、改めてちょっと 11 条とここに当てはめられそうかどうかちょっと検討したいと思います。以上です。
1:18:44	原子力規制庁の永井です。
1:18:49	この技術基準については、
1:18:53	今基本的には性能規定化されているので、具体的なですね仕様規定にはなっていないので、こういうふうに防止しなさいっていうのは、個別に書いているわけではないです。ですので、
1:19:08	いわゆる水素爆発であるとかに対してですね、基本的な性能は 5 項のところがございますね、爆発を防止するための措置で発生防止、
1:19:23	いわゆる事故の発生防止ですよ。六甲については、熱的制限値が書いてあって、7 項には水素ガスその他可燃性ガスを使用する焼結設備
1:19:39	はですね、全参考に関わるいろいろほか次に掲げるところということで、いろんな爆発防止の措置とか安全に排出しなさいというの発生防止、それから拡大防止、
1:19:54	の入口ぐらいまで書いてあるんですけれども、許可のほうでというか、基本的な設計の考え方として、いわゆる深層防護といつかね、発生防止、拡大防止、緩和措置も含めてですけど。

1:20:11	それから最後は閉じ込めるといふ。これは別に1個頭痛のその事象といふのは、すべての事象
1:20:23	あと、カトウといふか、事故の事象に対して、皆さんがどういふふうに設計しているのかといふその事象の進展具合に応じて許可のほうで約束した事項を
1:20:38	踏まえて、
1:20:41	記載していただきたいといふことですね。ですから、杓子定規に言えは有田から言った通り、具体的にどういふのはここでは書いてないかもしれませんが、水層の取り扱ったりする際の発生防止拡大防止、閉じ込めの
1:21:00	一連の流れで教科でどういふ説明をしているのかといふことを踏まえて、この火災による等による損傷の防止のところの使用は記載するようにしてくださいといふ、いふことです。その上で、
1:21:16	当然その閉じ込めの段階になれば閉じ込めの観点があつたり、いわゆる安全機能を有する施設のところ、爆発したときにまた損傷しないような設計にするとかですね、関連する設計仕様はあるんですけども、
1:21:34	先ほど、別なところでも同じようなことでお伝えしましたけど、
1:21:41	はい。
1:21:42	おそらくですね、重複する閉じ込めとか、そういったことと重複するような設計仕様を書いていただかなければいけないといふと変なんですけど許可の整理を踏まえて、
1:21:56	設備の設工認の資料も記載をするようにしてくださいといふコメントと理解していただきたいと思ひます。
1:22:09	原燃工上村でございますが、コメントありがとうございます。よくちょっと11条のほう検討させていただきます。以上です。
1:22:24	規制庁ありたる数字は続きまして、
1:22:31	連続焼結炉も代表としてもインターロックの関係での指摘をするだと思ひますんで、これについてはもう先ほど吉村のほうからた指摘と事務所方法あるかと思ひますけどちょっとまあその辺はご容赦くださいってことで、
1:22:46	で、もうインターロックの基本的な考え方なんですけど
1:22:51	今いろいろインターロックあるんですけど考え方としてまず名称を統一してくださいと、ねこれはそのインターロックの名前だけ設備の名前とかもですね、さらにはそのインターロックについては検出タン制御盤作動と、この三つで構成されると思ひますけど。
1:23:08	それぞれの位置、あと更には発動する条件としてアンド条件なのか、アンド条件なのかを条件なのか。
1:23:16	マップを明確にしてくださいねまた設定値についてはこれはその設計上の約束事項になりますので、図面、

1:23:25	本文のほうに記載するようにお願いしますというそれを踏まえて連結連続焼結炉のほうで不明確だった点がへえ。
1:23:36	五つほどございましたので伝えていきたいと思います。
1:23:42	一つ目ですが、
1:23:45	事業許可で独立 2 系統の多重化を約束してたインターロックがあると思うんですけどこれについては、検出タン制御盤作動等を明確にし、インターロックセ信号系統図などで独立 2 系統の多重化をしているということを明記するようお願いいたします。
1:24:04	二つ目のこれは、
1:24:07	過去水防止機構というインターロックの話になるんですけどこれ
1:24:13	新生産 376 ページにはこれの関連機器だと思うんですけど、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> というのがあって、ちょっとページが飛んで 386 ページにふとか今月防止機構検知分って書いております。
1:24:28	徹底もこの二つは同じものということでもいいんでしょうかと。
1:24:32	あと過去水防止機構なんですけどこれきく経費支出負担としては熱電対籠港作動単として配線用遮断技監に来て有効性だと思うんですけど、これはどういうふうにするかについては、
1:24:48	396 ページのインターロックを図を見てもアンド条件は条件が明確に書かれていないのでそれを書くようにお願いします。あと
1:24:59	記載にあたっては
1:25:01	最も保守的の状況今後ならもう検出参加以降でも設定温度を超えたら作動等が 2 個とも作動して、
1:25:08	遮断されるっていうのが最も保守的だと思うんですけど、改装じゃないとしても十分そうじゃないとしてもそれで十分だということをちゃんと説明した上で、条件を記載するようお願いいたします。
1:25:23	三つ目ですが、389 ページの配線用遮断器、
1:25:29	なんですけど、これは、
1:25:32	150 ページの仕様表に書いてるヒーター電源用配転遮断機のことを示していることでよろしいでしょうかということと、あとこの配線用遮断器の設置位置はちょっと現状から読み取れませんでした下図面から読み取れませんでした。
1:25:49	あともう 1 個ですが
1:25:52	150 ページの使用表見るとですねこの配線用遮断切って
1:25:58	二期(1)に増員予算Co増員用ということで 2 種類にこう入ってるらしいんですよ。入ってるって記載なんです。ただ図面のほう 389 ページ目のところへ筐体が以降書いてるだけでしょ抗力も一つの筐体の中に、

1:26:14	遮断器 2 基入っている、そういうことでよろしいでしょうかと。
1:26:18	四つね。
1:26:20	150 ページの仕様表で、
1:26:25	こちらと同じような話なんですけど爆発防止インターロックを 2 系統を設置するってありますが、388 ページの制御盤はこれもほか筐体外交だけですけど、筐体の中に 2 系統設置されてるということでよろしいでしょうか。
1:26:43	インタロックポコン系で最後なんですけど、390 ページトランス盤ってやつが書いてまして、これはちょっとインターロックの説明見ても何か出てこなくて、これって何に関係するものなのかと、あとこれももちろん設置場所を図面から見つけられなかったので説明をお願いします。
1:27:02	インタロック現状でこれも図面で斜面で回答をお願いします。
1:27:10	原子燃料工業の上村でございます。コメントのほう、承知いたしました。これ正面の方で図等もですね、含めてつしながら、わかりやすく、ちょっとご説明差し上げたいと思います。以上です。
1:27:35	規制庁割という数字は都市このあと焼結炉関係であと六つあるのでちょっと幾つか、両方がまたいやうんですけれども、ちょっとですからここで規制庁材ですけど。
1:27:50	1. はいってもいいですか。
1:27:53	はいどうぞ。はい。
1:27:56	1 個前の確認で連続焼結炉の圧力逃がし機構の話で、上村さんからいただいたコメントに関してなんですけれども、我々の審査書も拝見しているということだったんですけれども、
1:28:15	を変更したMNFのですね、ま 70 だと焼結炉関係出てこないの、6 時の審査書を見ていただきたいと思ってますので、そのところに／圧力逃がし機構の記載はあってですね、技術基準上のどこで読むのか。
1:28:34	で、技術基準上の読めないやつは、やはり事業案内から言った通り、事業許可を踏まえてというところがあるので、こここの部分が直接飲めないけれども時期、事業許可の関係で、ここに記載してますっていうようなことがですね、わかるように、三菱の 6 時辺りからですね対応するものをですね。
1:28:54	記載するようにしてます。申請者のこの記載は技術基準だとか事業許可に該当して、どこに該当してるんだっていうのがわかるような審査書にしておりますのでそちらのほうも参考に確認していただければと思います。
1:29:10	以上です。
1:29:13	はい。

1:29:15	原子燃料工業の上村でございます。ご意見ありがとうございました。ちょっとまた審査書のほうもですね、改めてちょっと確認させて、ちょっとここに記載すればよいか含めてちょっと検討させていただきます。ありがとうございます。
1:29:32	はい、原子力規制庁の永井です。ちょうど私も後でまとめてと思ってたんですが、今の点が名Gなんですが、さらにちょっと幾つか追加二つほど追加したいんですけど、ちょうどさっきの中の内ですね。
1:29:49	まずこれ番号が根なんですけど、391 ページから 393 ページのアンモニアガス分解ガス装置、ベント緊急遮断弁は別物か
1:30:05	ドーズで確認できないという
1:30:08	記載がというかコメントがさせていただいたんですけど、この系統図であるとかをどう、逆に、良好事例っていうかこういうのだったらわかるっていう例として、
1:30:23	383 ページにですね。
1:30:29	イトウ
1:30:34	383 ページに、
1:30:37	すいません。
1:30:40	これは図は 2Pd 節 13-1-1(2) 連続焼結炉の附帯安全系のかさ配管というのがあるんですけど、ですからまず、その平面図っていうか全体図を
1:30:55	示していただいた上で、
1:30:58	右側に関連する管理番号とっているんであれば、必ずまず管理番号をの表、表をつけてその番号がどこのにあるのかって 1 ですよね。
1:31:12	それは図面の中に問 5 文字を書き始めると非常に複雑になってしまうので、こういう図面の中にはこう番号を付して書いていただければまずはその位置がわかるってことですね。
1:31:27	で、それから構造強度、いつも本文に書いてくださいっていう構造強度わつと言ったときには、じゃあ今度は焼結炉本体にしたって、入口部から出口まで、それから加熱する部分がいろいろあるので、
1:31:44	それぞれ詳細図が必要であれば、それぞれの分野部分の図面をつけた上で、構造であるとか強度、これ今日構造強度っていうのが求められる。設計の強度ですね。
1:32:01	この設計の強度上の強度っていうのは、地震で耐震であれば、あの地震荷重であるし、火災であったら火災荷重であったり、もしくは内部高になるのであれば最高使用温度、設計上の温度、
1:32:17	設定してますので、そういうものであるとか熱的制限値。
1:32:22	であるとかですね、そういう

1:32:26	求められる安全機能に応じた強度ですね、単純なその機械的な強度じゃなくて、熱的京都であったり、化学的挙動だったりその設計条件をまず明確にしていたというふうな
1:32:42	行った上でそれに耐える設計っていうんですかねをするために材料はこうこう言うのですね、構造はこういうものですよというのが詳細図のほうでわかるようにしていただければと思いますので、今言ったような設計基準に耐える構造になっているっていう
1:32:59	説明は添付の中で、設計基準がこの強度がこれぐらいなんで、実際にこのこうやってつくれば、その倍裕度を持って十分安全にできてますっていうのを計算であったり説明で、
1:33:15	示していただきたいっていうことですので、
1:33:19	良好事例っていうと変ですけども、全部が書いてあるかわかりませんが例えはこういうふうな、383 ページの中のようにですね、必要な少なくとも管理番号が、
1:33:35	記載されているものは必ずこの範囲がこの管理番号の範囲ですっていうのはわかるようにしていただきたいんで、さらにその附属としてですね、いろいろ検出タンがあつたりサトウたり上がつたり制御盤があつたり、
1:33:52	もしくははいかががあつたりすれば、それはどこの管理番号に含めているのかっていうのもわかるようにしていただいた上で、さらにまた排風機だったり、あの負圧が求められるのは、
1:34:07	時背景との取り合いがありますので、既払の気体廃棄設備の1系統の2でいくとかですねそういうものが全体の系統図でもわかるような、そういう
1:34:23	まず全体像を示していただいて、設備全体を示していただいてさらに必要があれば、詳細図とかそういうその階層的にですね、どういうふうに考えて整理して申請書を構成しているのかということ
1:34:39	わかりやすくまず説明していただきたいと思います。
1:34:46	それが良好事例といいますか、そういう方向でぜひ御検討いただきたいということですので、もう一つその具体的にその蓋Ⅱ、あとにですね、圧力逃がし機構の圧力の設定値については、
1:35:03	審査会合でもうお伝えしたんですけど、いまだに記載されていなかったり、まああの、記載されてたとしても抽象的な何か記載が多かったりします。これに限らずですけども、
1:35:18	必ずですね、設計条件っていうのがあるはずですので、それは今さ、その前に言った通り、構造強度、

1:35:27	要するにバック負圧に対してどういうふうに関閉機能設備の閉機能維持しようとしているのかによって、ロータ絵本対応が爆発する前に逃がし機構作動するんであれば、
1:35:43	当然楽負圧の圧力が設計上想定するですね、膜厚があった上で、それ。
1:35:52	それで爆発してもろ体を壊さないように、
1:35:56	逃がし機構をサトウするさせるという設計のためには何が必要なのか。
1:36:05	動作するときの圧力と、それから、その時の断面積なのか、によってどれぐらい
1:36:13	爆発がに逃げるように設計してですねそういうことで、ロータいいは放水するという設計にしているんであれば、そういう説明と同時に具体的に設定圧力であるとかそういうものを
1:36:30	指名していただきたいとそうための構造として、バネ式なのか、単にそのおもりをね、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> でいいのか <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> でいいのかとか、そういうその構造を
1:36:46	認可の図面の中に記載してくださいということで、これは具体的に何度かお伝えしてるんですけど、なかなかそのゴールにたどり着いていないので、
1:37:00	よく考えていただいて、今の本当に1例ですので、ほかのその安全機能を有する設備の考え方も全部一緒ですので、ちょっとお伝えさせていただきます。
1:37:14	これの該当するときにそれも踏まえて、回答してください。
1:37:23	原子燃料工業の上村でございます。皆様のコメントの件承知いたしました。いろいろ良好事例というところでもございましたけれどもお示しいただき 383 ページの図ですね。
1:37:38	こちらに相当するもの、前回の時のコメント踏まえて、先ほどちょっと吉村様とのコメントの中でも出てきましたけれども、補足資料 10-0603 の 12 ですね、お示しました以降安全系統に関しましてはまず
1:37:56	配置図とかですね含めてちょっと言った、今コメントを受けまして整理をしている最中でございます。今永井様から改めての御指摘受けましたけれどもその辺のコメントも踏まえてですね、綺麗に整理して御回答差し上げたいと思います。以上です。
1:38:16	はい。よく考えて最終的には補正に反映していただきまして、審査を進めたいと思いますので、よく確認してください。今日の最後にもうもう一度確認しますけれども、担当者が作ったら、そのまま
1:38:34	じゃなくてちゃんとその第三者がわかるかどうか、第三者と言っても全く関係ない人という社内でちゃんとレビューをする人がちゃんとその要求事項に対応しているかということ自分で説明できるかどうかという観点でチェックして、
1:38:53	補正に反映するようにしてください。

1:39:05	上村でございます承知いたしました、規制庁永井です。今の回答は上村さんというよりは、各部門の設計の責任者の方で最終的には品証部門の方と思ってますのでこれ最後にもう一度確認しますけど。
1:39:22	担当者としてはそういうつもりで作り込むということで対応してください。
1:39:34	規制庁で接点ここで確認よろしいですか。
1:39:38	こちらですけれども、
1:39:40	はいどうぞ。はい。
1:39:42	今のに関連してなんですけども、今日の提示いただいている資料で、
1:39:55	このところの構造強度の説明でどこに示してるかっていうと、その地震による損傷の防止のところっていうふうな回答がなされていまして、このところの、これに包絡されるっていうのはわかるんですけども、
1:40:12	きちんと申請書のほうにですねこれに包絡される評価をした結果これに包絡されるんだっていうのがですね、法務部あと基本方針書にもわかるように記載をしてください。
1:40:26	基本方針書のほうに行けば、その設定圧力だとか書いておりますけれども、その圧力がかかったときに、連続焼結炉量で弱いところの、その強度でどこを見なければいけないのか、それが、
1:40:41	時、地震によって包絡されるっていうことであればそれがどうなんだっていうところまで説明したときにいただいた上で本文では地震のほうに包絡されるっていうような紐づけをしていただかないと、このところの評価をやっているのかやっていないのかっていうところが和歌山我々の
1:40:58	読めませんので、そういうところをきちんと記載するようにしてください。
1:41:03	以上です。この回答も修正してください。
1:41:08	はい。
1:41:09	原子燃料工業の上村でございます。承知いたしました。ちょっと基本方針書本文その辺の繋がりも含めてですね、1通りようにですね、説明を続けていきたいと思えます。以上です。
1:41:27	規制庁の資料はとりあえず以上です。
1:41:30	ちょっと今関連する規制庁の吉村ですねと受振で包絡するといっても耐圧と地震で評価している場所が違ったりするのでその辺よく確認して回答をつくっていただければと思えます。
1:41:45	以上
1:41:50	原子燃料工業の上村でございます承知いたしました。
1:41:58	はい。規制庁折れてる数字は連続故障ケーブル通路高温系で残り持つ

1:42:04	お伝えしたいと思いますこれも後日の書面の方イトウでお願いします。一つ目 溢水困窮でこれも連続焼結炉 152 ページの主要表見ると、導通部漏電遮断 器の設置高さ、
1:42:20	防水カバーの設置位置について設置について記載されているんですがちょう ど図面のほうでは必ずしも確認的な部分があるなど、例えば防水カバーがどこ についているのかとか、あと
1:42:36	今の要はその辺の高さが
1:42:40	今言った労働つつ、
1:42:44	設置高さの防水カバーの設置位置が確認できない部分があるので、
1:42:49	安全機能の有する設備についてはやろう世界へと溢水が関係ある設備につ いては、ちゃんと図面のほうですべて確認をお願いします。
1:43:01	二つ目ですが、これは溢水と臨界報告ある話なんですけど 3167 ページ、本部 長の読み方の問題も確認だけなんですけど、
1:43:16	減速条件を管理する設備ターン設備機器に対する記載等ほどで
1:43:24	粉末状のウランを取り扱う設備機器は設備機器が水没業態にあっても臨界に 達する恐れのない設計とするって書いてるんですがこれの意味するところは、
1:43:39	粉末ウランは設備機器内に密封されている設備のこと指していて、設備機器 が水没しても中の粉末論を水が入らないの減速条件が、
1:43:51	制限値を逸脱することはないということよろしいのでしょうか。
1:43:55	いうことで確認です。
1:43:58	で、
1:43:58	その次は三つに行きますと三つ目、安全機能に関する記載で、これ設計基準 事項の評価の話なんですけど、許可の 123 ページで連続焼結炉の設計基準評 価基準事故の
1:44:15	評価の話があつてそこに前提条件としてウランのウラン量の最大取扱量の記 載がございました。
1:44:24	データ法で設工認心中 146 ページの仕様表にも最大取り扱いを
1:44:32	というのが書いているんですが、こういうが
1:44:37	数字がこの負圧断ってるんですよね。これについては学んだことになってんのか とあとこの異なるあたりそごがないのかとか、或いは設工認の最大取扱量は 許可での値と比べて保守的になっていってもちろんと許可での
1:44:54	説明から逸脱していないのか、そういったことを説明するようにお願いします。
1:45:03	次ですね、三つ目、警報の関係で使用表の 145 ページと 154 ページに関連す るんですけど。

1:45:12	地震発生時可燃性ガス遮断インターロック、これの研修Ⅲに当たるか感震計鉄のですけどこれは
1:45:23	連続焼結炉の仕様表の機器名欄には書いておりません。これについて、連続焼結炉の鉬石じゃないのか、その辺の位置付けを説明するようにお願いします。
1:45:37	残り二つですが、これは許可を許可基準規則の整理往復書いた表を添付資料の表についての経営責任であります。
1:45:50	2220 ページから 21 ページにある。
1:45:55	表なんですけど、ここに
1:45:59	安全機能番号の 8039 番の緊急遮断弁アンモニア僕が同じく 8041 番の緊急遮断面プロパンガス
1:46:11	これらの
1:46:14	評価基準第 9 条の該当箇所としてこれは 9-10 件の極低温低圧が該当することと思いますが、この表には今記載がないかと思います。粒子用機構の方見るとさっきの話したと思いますけど。
1:46:33	これらの二つの弁については極低温についての記載があるので、
1:46:40	はい。
1:46:41	使用表のほうと整合させるようお願いします。も似たような話でもう 1 個 2221 ページの設計は今後、
1:46:54	安全技術も安全機能番号の 8042 番配布に感震計。
1:47:00	これの第 5 条の該当過渡箇所としてこれ今度 10 可燃性ガス漏えい検知が引用されているんですけどこれは、
1:47:10	5-11-5、地震加速度検知ではの間違いではないかと思います。こういった誤記についても、かなり細かい表にはなるんですけどもこれは誤記の内容に各横確認するのをお願いします。
1:47:24	私からは以上です。はい。
1:47:34	原子燃料工業、上村でございます。ご指摘の件
1:47:38	書面の方で来ご説明させていただきます。また御指摘いただきました許可条文との記載のところの部分ですね、こちらについては今回最終申請というところも踏まえまして、改めて全体を通してですね。
1:47:53	きちんと確認した上で他の所抜け漏れないか、含めて整えて参りたいと思います。以上です。
1:48:05	はい、原子力規制庁の永井です。
1:48:09	どうぞ。

1:48:10	これまでの点は個別に確認したテーマ代表設備でお伝えしてきましたので、の回答にここの回答については必ず書面で回答するようにしてください。これからなんですけど、これからっていう過去これ以降の
1:48:28	確認事項は、ちょっと今ちょうど間が3からもつの伝えて発言ありましたけど、今回前半新鮮最後の申請というご自身制になってますので、審査会合の論点としても確認。
1:48:45	しましたけど、申請設備に漏れがないかと、許可に対してですね、申請されるべき設備がちゃんと申請されているかで、その申請された設備について技術基準の適合性をきちんと許可を踏まえて確認されていること。
1:49:02	それから先行申請を等の不整合がないかという観点について、事実確認を進めていきたいと思います。
1:49:19	小澤ですけれども長さのどこかで一度休憩を挟んだほうがいいと思うんですけども、はい。ナガイですありがとうございますありがとうございましたじゃちょっとここで休憩1回したいと思います。時間は10分ぐらい35分まで休憩します。
	(一時中断)
0:00:00	はい。はい、では後半の面談の後半部分を始めたいと思います。それではちょっと私の方から数点ほどちょっとお伺いしたいと思ひましてちょっと設備の保管個別の設備の関係が少し残ってましてちょっとここからやらせていただければと思います。
0:00:18	まず1点目なんですけども、これちょっと単純な確認なんですけども。
0:00:25	設工認の申請書の730ページ以降に2-2の燃料体集合年燃料集合体保管区域がないと2-3の燃料集合体保管区域の仕様表がありますけれども、
0:00:42	これらの保管区域につきましては、許可の67ページのほうで、
0:00:47	場所に置く輸送容器の工数とそれから集合体の個数というものが一応記載がございますんで、指標を見ますと、その他の性能ところに、
0:01:00	輸送容器の工数は期待があるんですけども、系統コマツの中身の集合体の個数の予想数字がちょっと読み取れ本部読み取れねライナーと思ったんですけど、この集合体残すっていうのは、これどっか読み取れるものなんでしょうか。
0:01:24	原燃工の小野でございます。集票収集輸送容器の数だけ記載しておりますけれども商標等にはへの集合体の数というのは今読み取られる記載にはなっておりません。急ぎにはモニター減るということとあわせてということで明記は今してない状態となっております。
0:01:44	規制庁内海ですわかりました。
0:01:48	もう1個確認なんですけども、
0:02:01	停電時の

0:02:03	保持能力でとった例でいうと、これ 729 ページの絵とペレット保管バック言い方 割り振ったところの 16 条のところの適合のところに書いてある。
0:02:15	停電保管
0:02:17	ちょっと最後に、
0:02:20	停電時の保持能力の話のところ、
0:02:26	停電時保持能力も何とかkgと。
0:02:30	ということで保持能力の具体的な
0:02:33	保持重量が書いてあるんですけども。
0:02:37	この中のちょっと数字がちょっとわからなくてですね、何故かっていうと、例え ば日蓋のほうの仕様表の最大という最大取扱量とか能力を見ると、数字にち よっと記載に下がって、
0:02:55	ぱっと見るとこの保持能力のほうが、ウランの取り扱い等の量よりも多いの で、
0:03:01	このに蓋は人ウランプラス容器を使うので容器のその重量を含めて、
0:03:11	最大のときにこの保持能力が
0:03:16	そこの保持能力で最大の時に、容器の重さを含めても大丈夫だということ を言ってるのかなと思ったんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。これ。
0:03:27	原燃工でございますその理解でございます。実際の痙攣処理能力やるとき には、ウラン粉末だけを載せて試験できませんので、そういう容器等も含めた 重量で記載してございます。
0:03:40	規制庁内海でまた開発をこれまでそうするとちょっとその関係で追加でお伺い したいんですけども、都市後ろ適合性の方の資料の 20021592 ページのほうを 見ると、このまま受いさい、16 条の搬送設備の適用性分かれてまして、
0:04:00	それぞれの議論の成形施設から貯蔵施設までの設備の必要な今後適合が入 る条文の設備が知らんがあるとこなんですけど、例えばこの後は、一番上の 成形設備の 2-1 の粉末商工粉末缶昇降リフト
0:04:21	もう搬送能力というところにある数字等と実際使用表のほうの、これだと。
0:04:29	99 ページですか 99 ページのほうの使用表の数字を見ると、搬送能力のほう は使用表の数字よりも小さいんですけど、これって何ですかっていうのはちょ っとお伺いしてよろしいですか。
0:04:46	懸念構造でございます。ちょっとあの、今これ、この設備について具体的にこう だというのがちょっと今正確に把握できていないですけれども、乾燥能力のほう は、粉末缶の例えば ■■■運ぶんであればその ■■■分の重量ということで話 を能力を書いてございます。

0:05:03	停電に補助の場合はパレットに載せて低レンジ能力が上がるような場合がございますので、そういったものを粉末缶以外のものも記載しているというところで数字の違いがあるところがございます。ちょっとこれはいろんなケースがあるので、それぞれ個々によって違いますけれども、そういったところで数字が違うところが出てくるというところでございます。
0:05:25	規制庁内海からまだ
0:05:28	その班すまここていう破損応力等の停電時の保持能力をちょっとどういう関係性があるかというのはちょっと改めてどっかで説明していただければなと思うと、あと先ほど申し上げたパレット簡略言い方リフトのこの搬送能力も。
0:05:43	なんか数字かやっぱり違うので、そこら辺の関係もちょうどどういうふうな整理で、この競輪の保持能力って決めている。
0:05:53	見てるっていうか、セリウムてるのかってのはちょっと改めてまた説明をお願いいたします。
0:06:00	原燃工のほうでございます承知いたしました。
0:06:05	原子力規制庁の永井です。搬送設備という仮蓋ですね、2592 ページも沢山沢山とか幾つか設備があるんですけど。
0:06:17	それからいろんな考え方を持って搬送能力であるとか書いていると思うんですけど、まず要求事項何が求められているのかっていうのをよく考えていただいてこの適合性説明の中では、
0:06:32	この搬送能力っていうのは、いわゆる核燃料をもう十条い
0:06:40	説明だけを説明すればいいのか、もしくはそれに付随するパレットであるとか、積載するものすべてなのかっていうのがまずはわかるようにしていただいて、て求められる安全機能なりに対して、
0:06:58	適用しているという結論に至るように記載していただかないと、今みたいな疑問提出はこれだけじゃなくて、もう至るところにあるんですね、ながらこれはほんの1例なんですけど。
0:07:15	よく見ていただいて、指摘を受けたとこだけ変えるんじゃないで、すべてですので、全部の設備について、これは搬送設備以外も含めてなんですけど、全般を確認して補正に反映するようにしてください。今の件は、
0:07:34	今の例でちゃんと書面で回答いただければ結構ですけど水平展開も必要と考えてますので、対応の方をするようにしてください。
0:07:47	保険税航路でございます。水平展開含めて承知いたしました例えばさせていただきます。
0:07:55	規制庁内海です。それでちょっとそれではちょっと続けさせていただきます。

0:08:02	申請書の9ページのほうにある申請対象一覧のところの貯蔵施設のところ で、9ページから10ページにかけてともかく粉末輸送、輸送容器に参集粉末 輸送容器とペレット輸送容器、それから、
0:08:18	集合体そういう機これ三つの輸送容器が今回対象として申請されてますけど も、ちょっとこの輸送容器に関しましてはコーダの仕様表とか書き方ほかと違う ということもあまして、そもそもとしてその許可でどうい
0:08:34	位置付けの設備であったのか具体的には1構造のところかどうかという記載をし てますかということとの加工の実際の方法のところかどうかというふう運用する 方法、方法ってカバー使い方をするっていうことを想定した設備なのかってこと をちょっともう一度、いま一度確認していただいた上でですね。
0:08:52	今回相馬石膏において、この3社について、まず輸送容器についてはどうい うふうに申請をそれらをそのまま許可とかの記載を踏まえて申請をしているのか ってちょっと改めて説明をいただきたいなと思っているところですけども、よ ろしいでしょうか。
0:09:09	当然工事書面でとこですけども、
0:09:15	原子燃料工業の岡田です。こういう条件つきましては、許可のほうで安全原子 炉施設の一覧表に載せているという点もございまして書損点も踏まえまして許 可でどのような許可を
0:09:32	内容で強化を設計腐食をして設工認で何を求められているかということも考え た上で整理して所
0:09:44	書面で回答いたします。それとお花補正申請書で
0:09:49	どのように、表現するか検討いたします。
0:09:54	規制庁内海です。よろしくお願ひします。あと私から最後1点、これはちょっと 全体的なところにも関わるんですけども。
0:10:02	今回のその申請対象機器がどう見えていますとですね、例えばですけど、放射 線の管理施設だから
0:10:13	のところとかですねそういうとこに許可で安全機能を有する設備として登録さ れてん設備例えば先ほどの放射線管理設備だとな橋とかですけども、そうい ったその許可上の
0:10:27	安全機能を有する設備のないものっていうのが今回いろいろ含まれておりまし て、
0:10:32	そういうことも踏まえてちょっとですねそもそもどのような考え方でこれらの設 備の抽出抽出していたのか、具体的にはその今回資料としてできされてます 2.121021-0603-3の回答の①のところですかね。
0:10:49	この
0:10:52	申請

0:10:53	申請対象として、
0:10:56	含めるべき設備として、これらと例えば私が言いましたけど、一旦流しとかのその安全
0:11:04	機能を有する設備のないものについて、そもそもこういう
0:11:10	0603-3 とかの考え方をベースに、どういうふうな考え方で、これで抽出したのかということをちょっと許可の記載のある説明抽出のかかる全体的な考え方として、改めてどっかの書面で説明していただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。
0:11:30	原子燃料工業の岡田です。この点につきましては安全機能を有する施設Ⅱの表とですね
0:11:40	本部にあるとかホームである本市構造の長に投与する設備機器をですねすべて
0:11:51	今、申請対象機器と考えておまして、その辺り表の中で、曳馬表現がちょっと十分でないところもございますし、その通所の間、
0:12:06	整理の観点ですね、その点で
0:12:10	もうちょっとよく
0:12:14	申請書でそういう整理をしているということが見てとれるようなことで整理、そういう記載を検討して整理し直してどういう形ですべての
0:12:32	許可の経営設備機器が申請されているかという最後の結果ですね、遊んところはどうつなげるかということまで考えまして、そのことについてご質問書面で説明いたします。
0:12:50	規制庁積みする了解しましてさ、今申し上げられたように、最後のチェックのところでも関わるような考え方ですので、書面でしっかりと回答をよろしくお願ひしますちょっと私から以上です。
0:13:04	はい、原子力規制庁の永井です。今の点なんですけど、最終の申請に関わる
0:13:17	今ちょっと説明は当然いただくわけですがけれども、今現状ですね、その最終の関わる確認の1番目ですね、回答ですと0603の
0:13:33	今日の面談資料のH21021-0603の2番のは是三番ですね、三番の①。
0:13:44	のところでですね全体を通じて申請されるべきすべての建物構築物及び設備機器が申請されていること、ということもちょっと今我々もうすでに審査を始めているんですけど、未今、
0:14:00	なんかさ、再度見直してというような発言もあったんですけど、現状の補正一番、5月31日付の第1回補正のですね。
0:14:11	どういうふうに整理したのかっていうのは、今後書面で回答いただくんですけど。

0:14:17	本当に漏れないことをどういうふうに皆さんとして、確認して今作り込んでいるかっていうのは簡単に説明していただいてよろしいでしょうか。
0:14:40	原子燃料工業フジワラでございます。
0:14:44	どのように、今後の対応も含めてですね、先ほどご指摘いただいております 603-3 ということで、こちらで今後の予定も含めて書いてますんで、この中でですねこれもすべてが今般改めて、改めてするわけではなくてですね。
0:15:05	この資料ですね何だ、補足資料もめくっていただきまして 2 ページ目、3 ページ目にですね、それぞれ確認事項と書いてますので①②③という大きく書いておりましたさらに
0:15:21	両括弧、
0:15:24	1 から 5 とかですねすべて、さらに番号付けておりました対応すべきことを書いてます。
0:15:31	例えばですね、①のであればですねこの申請時にええと、我々補正、今までの補正でもですねこの両括弧 1 とかですね、そういったところについてはですね、
0:15:47	の内容は確認してですね、例えば先ほど岡田が申しましたようにですね、安全機能の一覧ですね許可の、そういったものを
0:15:58	どうですね、設備構造アート構造ですね、そういうところの機器を申請しているところでございます。
0:16:07	この①で言いますと、今後はですね、今両括弧 2 から 5 といった、こういう内容ですねさらに確認してmol抜けがないというのをしていきたいと思っております。
0:16:22	例えば②におきましてですね、
0:16:26	両括弧 2 とか 3 両括弧 2 であればですね添付 1 の別表 1 でこういう抽出してですね要求事項を確認して申請して守れる受けないというようなことを確認したからしているところでございます。
0:16:41	なお格差も同じくですねえと書いてますが、こういった添付 2-1 の趣旨 1 とか、こういった資料ですね、確認して問題ないというのを確認しているところでございますが、他ですね。
0:16:58	さらに取り合いの部分とかですね守れる受けないというのを今後確認した上で最終的に補正をしたいと思っております。以上です。
0:17:09	はい、原子力規制庁の新井です。今日の面談資料のH-21021-3 ページ目の御説明をいただいたということで、ここはあれも読んでまして今日これから①②③について、
0:17:27	確認し、一つずつしようと思っておりますので、今さっき質問したのは①に係る確認でございますね、具体的に
0:17:37	まず許可

0:17:40	雲母大元のちょっと
0:17:43	大きさうちのコメントのほうの①なんですけど、全体を通じて申請されるべきすべての建物構築物設備機器でこれの 100%である許可でどこまでを設工認に
0:17:59	申請しようということの 100%の分母にあたるんですね、これは
0:18:10	まず許可のどの範囲を申請が必要と考えていて、それに対してどういうふうに管理しているのかっていうのを具体的にいつ説明していただけますでしょうか。
0:18:28	全般にそうなんですけど、確認して回答の内容は当然これからやっていただくのもあるんですけど、具体的に何人と何を照合して都道だったら漏れがないかっていうことを説明しようとしているのかっていうのを、
0:18:45	すでに現状の補正值でもですね、資料が沢山あってですね、どういうプロセスでまず確認しようとしているのかっていうことを具体的に説明してくださいということなんですけど。
0:19:01	原子燃料工業の柿木でございます。
0:19:04	100%の状態っていうのはおっしゃるところでございますが、こちらはですねとか公営と事業許可のですね 27 ページから 47 ページのところでございます。安全機能を有する施設一覧性から
0:19:19	事業許可で 48 から 64 ページでございます加工施設本体の構造設備
0:19:25	それからあと、結構後ろにずっと続いております貯蔵設備廃棄手術保管施設、その他の加工施設というふうに挙げてですねええ。
0:19:35	時設備機器類はスペースが申請対象だと。
0:19:40	いうふうに認識してございまして、この大原上げたものが 100%の状態であるというふうに考えてございまして、そちらを拾い上げたものはですね、1 表の 2-1 から 2-4 のところに分類してございまして、一番左の
0:19:59	列のところ
0:20:02	事業許可に示した施設名称と成果設工認上の説明書の退避と、施設設備の番号制それを表した上で、
0:20:14	それぞれどこの引っ越し回数で申請したかというのをですね整理して、表をつくったかというまとめたものと、すみません、ちょっと存じ上げない今確認したいので、設工認の第 1 回補正のページ数を教えていただけますか。
0:20:34	ください。
0:20:59	お待たせしました原子燃料工業の柿木でございます。
0:21:04	申請のですね 2273 ページからですね。
0:21:09	こちら側の
0:21:11	すみません、2272 ページからですね。

0:21:14	こちら側の
0:21:17	一番左の月額先ほど申しあげました買えと安全機能を有する施設一覧表とです ね後 1 工場から、
0:21:25	できとった、
0:21:28	ものをです ね
0:21:29	これらの一部です ね安全機能を有する施設事案にもあつて加工施設、本体の構造及び設備にも両方書いてあるものもあれば すね、片方しかないものもちょっとまだとりましてそれぞれを
0:21:44	同じものであれば同じ箱のところ すね、医療にです ね、して整理したものでございます。以上です。
0:22:00	原子力規制庁の永井です。そうすると、今説明のあつた、1 表 2-1 のこれ 2272 ページから始まるんですけど、そこから何ページまでなんですか ね。
0:22:18	あと、
0:22:22	2336 ページまでですか ね。はい、これは表の番号が振つて 1 表 2 の
0:22:33	1 とか 2 とか 3 とか 4 点あるんですけどこれは どういう考え方で、
0:22:39	分類をしている んでしょうか。
0:22:53	ちょっとお待ち ください。
0:23:03	原子力規制庁長い ですけど調べているのかもしれないけど、後日書面で当然今やりとりする 中身は回答していただく んですけども、まず すいません作業の補正で どういうふう
0:23:20	作り込んで いるかというの は基本のところ すね別中身個 ずつじゃない ので、速やかに 回答して ください。
0:23:31	原子燃料工業の 柿木でござい ますが、今日 今日のところ すね 2200 汗 2123 ページ のところ すね。
0:23:40	表、1 表 2-1 から 2-4 までの すね。ところが すねこのペー ジの下から
0:23:47	123、4 行 目。
0:23:51	これはどこ ですか。表で 1 本の位置は、 改造、
0:23:57	当社が適合性 確認を行う もの すね、2 論理は 撤去する もの。
0:24:01	2-3 わかり 設認の要は 鋼板申請の ものと、
0:24:05	ことで-1 から 5-4 を掛けた ものでござい ます。以上 です。
0:24:12	はい。そう すると、今回 の 100%つて いうのはどこ からどこまで なん ですか。
0:24:23	原子力か記憶 でござい ます。
0:24:27	今回は すね当然班申 請分で 言いますと、 2-1 と。
0:24:34	あと 2-2-2 と 2-3 はかなり 撤去調整係 節になつて ますので、こ ちらは最終 的には

0:24:42	なくなると。
0:24:44	いうものになってございます。以上です。
0:24:47	はい、原子力規制庁の永井です。ちょうどそうすると2-2は、実は最後亡くなるっていうお話なんですけど、実際2申請をしているわけで仮移設するときに、管理番号と
0:25:04	で申請をして最後、それがどこで戻ってくるのか、何番で戻ってくるのかってことですよね。これ撤去して廃棄するんであれば、それは
0:25:20	なくなってしまうものを
0:25:22	のグループに入ると思うんですけど。
0:25:25	ですからその関係がですね、我々を見ててもよくわからなくてで実はよく見ていくと、備考欄でいろいろと繋がっているんですけど、この第一次設工認から第三次設工認まで
0:25:42	分割申請の中でですね、その盤網を変えていくとこれは皆さんの管理番号ですから、仮設置とか
0:25:51	変えたにしてもですね、それはなんていうんですか。
0:25:57	くっつけてっていうか、最終的なものの仮の状態の番号でしかもあの申請書にも書いているものですから、最後にどこ行ったんだろうっていう確認をですねこの
0:26:13	1番目の観点①の観点をするとき、すぐにわかるように、
0:26:21	最初いわゆる最終の管理番号品種の時の番号の下に仮設備の中に事業部ずっとによって家業を変えてすぐなんてすかね。同じ枠の中に許可の、
0:26:37	一つの枠の中に違う番号が二つあるとひとつわかり切で一つは、最終の適用確認の番号だというようなことがぱっと見たときにわかるようにしていただ
0:26:53	きたいってことです。そうでないやり方もあるのかもしれないけれども、そういう場合においてもですね。もれがちゃんとならないということと、仮移設の状態との関係みたいなのは、きちんと
0:27:11	説明をしていただいってくっということですね、どちらを選ぶかっていうのはあるんですけど、できるだけシンプルに
0:27:24	わかるぱっと見て分かるような記載が望ましいとは思いますが、次回回答いただくときに、その点は考慮していただいて、まずさつきフジワラさんから説明ありましたけど、
0:27:40	よくもう一度確認してっていう中の観点の一つに、そういう観点も入れていただきたいと思います。
0:27:51	原子燃料工業の柿木でございます。

0:27:54	5 責任承知しました雨とか隣接するところで行方不明になるといけないということでちょっと表分けとったんですが、確かにおっしゃる通り最終的にどうなったかっていうのはちょっと
0:28:08	逆にそれで見にくくなってるといいう1面もございます。ありました仮設もありますので、ちょっとこちらの
0:28:16	考えた上で修正させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。いろいろ規制庁の永井です。そうですねあの仮移設も第一次から第4時で今回も実はあの申請書に仮施設の番号を
0:28:33	取って申請してますので、もうこれは実績としてある番号なんで、
0:28:40	消してはいけませんし、それがどうなってるかっていうのをわかるようにということですので、よく考えて管理する表管理できるようなぱつとわかるような
0:28:55	管理ができるように対応してください。
0:29:01	原子炉容器を下記の本でござひます。
0:29:04	承知しました。
0:29:14	はい、原子力規制庁の新井です。そうするとですね、前半申請の100が
0:29:22	約100っていうのは100%ね申請すべき許可で申請すべき建物構築物設備機器が今、今の現状でいえば、1の表の2-1から3億2330ページまでの
0:29:39	表で書いているということなんですけど、ちょっと最初の説明でもありましたけど、これと許可を結びつけたときに、1例で確認しますけれども、例えば放射線管理設備の
0:29:56	今我々見てて流してっていうのが今回申請範囲に入っているんですけど、この表の中であつたばかり頭からっていうか番号順に見ていったときに記載が見当たらない状況なんですけど。
0:30:14	これはどういうふうはこの表を整理して流してっていうのを、その例だけっていうのはどういうふう整理しているのかっていうのをもう一度説明していただけますでしょうか。
0:30:32	原子燃料工業の岡田です。この点、1、表2-1の整理の、
0:30:42	仕方ですけれども、まず、基本的に許可申請書の本文の
0:30:54	ページでは会場にですね。
0:30:57	その登場順に、
0:30:59	施設を並べておりますんで、その並べ方につきましても、まずは、
0:31:09	安全機能を有する施設の一覧表にある設備
0:31:16	続いて並べていって、その次にですね、その安全機能を有する施設は表にはないんですけども、位置構造の表、
0:31:30	の中で登場するものを作って、その次に、

0:31:34	持もってきて並べているという状況です。放射線管理施設、その流しなんですけど今言ったの後ろのほうにしか補込まれていませんので後ろの方に来ているという状況で、
0:31:54	そうはいってないんで、各設備に対して、施設ごとに管理番号の頭に1とか2とか3とかつけて割り振っておりますけれども、そのオーバー割り振りが、まず、そう。
0:32:11	当初していたものを
0:32:13	がベースにしておりましたので、そこそこの番号がちょっと先ほど載せて今言った性東城順に並べ直しますと、
0:32:28	派8まで行っているのに、また7に戻ってるという、そういったところはちょっと発生はしております。現状の整理の仕方は以上です。
0:32:40	はい、原子力規制庁の永井です。そうすると具体的には2327ページに、
0:32:48	許可で91ページの緊急対策本部っていうものがあって、そこで1回、これが本文91ページまでが許可の9自治会ページまでが本文、
0:33:03	ということ等、
0:33:05	そこカラー系許可の92ページから加工の方法の中で構造を違うの。
0:33:13	すいませんそうですねと。
0:33:22	すみません、91ページまでパー。
0:33:28	2番は、
0:33:42	規制庁永井です。すいません。本文の今岡田さんの説明のあった本文記載との境っていうのは、
0:33:53	今何ページにあるんでしょうか。何ページまでが本文のその安全機能を有する施設の表で、
0:34:02	どこからが、
0:34:04	区切られているんですかね。
0:34:10	原資た原子燃料工業の開発へと安全機能の表につきましては却下の当47ページまでで、
0:34:26	除雪。
0:34:29	そのあとですね。
0:34:35	50ページから成形施設が始まりましてその最後のその他主要な事項まで91ページ。
0:34:45	上完結して、
0:34:49	おりますので91ページまでが対象になりますが、規制庁長いですねそれが設工認の申請書の添1表2-1。
0:35:01	で、どこで区切られているんですか、何ページを見れば、

0:35:06	その区切りはわかるんですか。
0:35:15	はい。
0:35:21	原子燃料工業の岡田です。
0:35:26	来切りがですねこの表のつくりがですねその安全機能を有する施設の表等ですね。
0:35:35	その位置構造の表の両方に
0:35:40	名前があろう設備もございまして、
0:35:47	そ両方ある名前ものは安全機能を有する施設の表、
0:35:51	先にあればまあまあそこそこ2ページを吸収させて群列分けて同じ欄に記載しておりますので省いてってですねそれを純粹に安全な安全機能を有する施設の表になくて位置構造し、
0:36:09	表だけにあるものが並べ始めるのが設工認申請書の2323ページ。
0:36:20	空となります。
0:36:23	はい、原子力規制庁長いですので、その中で、さっき言った流しってのはどこにあるんですか。
0:36:32	うん原子燃料工業の岡田です。その流しにつきましては、損2323ページの一番上の管理番号7014番の
0:36:44	ものになります。
0:36:47	はい、原子力規制庁の永井です。そうすると、2323ページは7000番台から始まっているんですけど、この番号のとり方そもそものルールっていうか考え方、まずはそれも説明していただいた上で、
0:37:05	1000番台とかに旋盤3000番4000万5000番台にはそういう安全機能を有する施設としての記載安全機能を有する施設のいわゆる許可の90名と47ページまでの
0:37:23	記載ですべてが登場しているっていうことでよろしいんですか。
0:37:33	原子燃料工業の岡田です。
0:37:37	管理番号の付け方につきましては社内のほうで手順書に従いましてつけておりましてそれ農村つけ方についてもですね背設工認申請書のこの表の始まる頭に説明書きが必要だと考えていますのでそのあたり、
0:37:57	要は、補正の中で明確にしたいと思えますけれども、この4A、
0:38:05	まず、1000番台が建物から始まりまして、2000番台が成形馬その日方向組み立て、貯蔵、廃棄と進んで、放射線管理施設が7000万だということに
0:38:21	なっております。7000万年以前のものは、安全機能を有する施設の表にもこの位置構造の表にも両方でできてますので、その47ページ
0:38:35	一定の設備ですべて出てきているということになります。

0:38:42	原子力規制庁長いのですので、まずこういう表作る時にはとか、そういう基本的な考え方はこういう表の始まる前に、
0:38:54	今みたいな考え方をね、できるだけ説明そんなにとくさんあってもあれなんですかねかえってわからなくなるんですけど、そういうやっぱり何か考え方を社内での一統一して
0:39:11	運用しているのであれば、そこはぜひ、今日、こういう最初のページに 1272 ページのこの前辺りですね、
0:39:22	まずは記載して、そういう情報というのは共有していただくと我々も審査の中で、よくわかりますし、なんで流しがどこにあるんだろうって探して探してやっと見つけてすごく時間がかかっている。
0:39:38	そういう考え方をきちんと整理して説明してくださいってことですので、これは面談で説明するというよりは、申請書特に最終の申請で全体が
0:39:54	何ていいですか。全体一対一前半申請のすべての機器を対象にしているので、ページ数も多くなっていますので、そういうことでよく体系的に整理して説明して理解ができるようにしてくださいということです。
0:40:13	で、そこまでがまず 100%ですので、そうすると、①の観点で見たときに、もう一度前回の 060。
0:40:26	3 の
0:40:28	三番のコメントの①ですね、全体を通じて申請されるべきすべての建物構築物及び設備機器が申請されていることということは、まず分母の 100%が何人いて、
0:40:44	それが 100%、要するに申請したの一時 7 日 2 時 7 日 3 時 7 日 4 時 7 日 5 時なのか、もしくは分割申請下から 3 時とこっちで申請してるのかっていうのは、どういうふうに、この表で管理を
0:41:01	されてるんでしょうか。第 1 加工棟の例でもいいですけども、
0:41:07	説明してください。
0:41:12	K原子燃料工業の岡田です。この表を用いて許可 100%であることを整理しておりますので何次申請で新さあの
0:41:28	は認可オツケーとするものであるかということももうこの場の中で、どこの申請ではロータとってるかということの保守をとって、
0:41:44	表現しております。第 1 加工棟の例でいきますと、第 1 加工棟の建物本体は第 3 に申請を 1 構造強度、
0:41:56	はい。
0:41:59	機能性の 2007 ページを見ればよろしいでしょうか。
0:42:03	建物なので、2272 ページです。

0:42:14	1、一番上が第1加工となっております。
0:42:23	御示します通り、第1加工棟のこの建物本体に関わるものは、第3に申請でその位置、構造強度、建物関わる機能性については、
0:42:40	赤、第3審制で審査の対象として、認可を受けようとする範囲はすべて完了しているということで、第1サトウ案第1加工棟の建物の商標には
0:42:55	建物附属設備につきましても、中に含ませておりますので、そういったものは今回の
0:43:08	例えば消火栓とか、通信連絡設備ですね、そういったものは、建物附属設備としていますけれども
0:43:20	敷地へ全体に関わるような施設ですので、第5次申請でもですね登場してきますと、そういったところのものに関しましては、
0:43:36	その第三次指針生徒らご申請の両方に
0:43:41	丸をして、
0:43:43	両方で審査を受けるというような整理ですべての設備。
0:43:49	つきまして、
0:43:52	整理をしています。
0:43:55	はい、原子力規制庁の新井です。そうするとですね、これ今第1加工棟は第5次のところは横棒になっているんですけど、申請書の、今、これは配付きい施設ですから、
0:44:14	何ページ。
0:44:19	すみません貯蔵設備の貯蔵施設の最初ですので、700、ごめんなさい、9ページに、
0:44:28	申請書のまず9ページです。
0:44:32	で、ここに貯蔵施設の第1加工棟を今回申請対象に含めて、第1回補正でも申請してるんですけど。
0:44:43	何の認可を受けようとして、ここに記載して申請しているんでしょうか。
0:44:51	原子燃料工業の岡田です。申請書別紙就任のにつきましては、懇9ページングあります通り、第1加工棟、
0:45:07	その建物についてはですねその管理番号に米印を
0:45:13	つけておまして、
0:45:15	全部
0:45:18	来に金かですね30申請一時申請から夜申請までの間において、全部または一部の事項について適合性の確認を受けたものを示すということで等を
0:45:32	すでにですねこの第1加工棟の建物を前
0:45:36	もうは3地震性で完了しているんですけども、この新書別紙の

0:45:45	家にそういう。
0:45:47	内を持たせているのはちょっと言いよっこないかもしれないんですけども、そのす。
0:45:55	今まで話ありました最終チェックをです、それを添付書類にまとめるという
0:46:04	ことに今後なるんですけどもその全体のモデル系ですね、がないように、この表のその申請書別紙の中でですね、表現をしていた。
0:46:18	ということになった。
0:46:22	メーカーの申請をしております。このあたりにつきましては最終チェックのその添付書類ができた上がる時点ではですね、そちらのほうにその役割を持たせてこの申請書物資を
0:46:37	とですね
0:46:40	申請書物資のダイニックと7見たいん。
0:46:53	ページでいきます 30
0:46:58	5 ページですね、2-7 孔の表がございまして、
0:47:04	五つの申請でどの施設を申請するかという、
0:47:13	ないように、
0:47:15	ああいうものを、その申請すべしこの
0:47:20	先ほど見ていただいておりました-9 ページ以降の表の中で、時申請
0:47:28	こんだけの主の取捨選択をしまして、記載するように、
0:47:34	適正化したいと考えています。
0:47:38	はい、原子力規制庁の永井です。今の御説明であつたらやっぱりまた新たな課題が見えてくるのが3 ページにちょっと口頭では説明がありましたけど、アスタリスクをつけている説明なんですけど。
0:47:54	ここがですね、あの厚さと3 ページの3 ポツのところですね、の文章のなお書きの最後のほうアスタリスクを尽した施設は先行申請した設計及び工事の計画一時から4 時申請において、
0:48:12	全部または一部の事項について適合性の確認を受けたものを示すと書いてあるんですが、
0:48:20	だから、ここで全部を確認を受けたものはもう当然そうときに全部申請しているんだから、今回は出てこないということになるわけですか。
0:48:35	原子燃料工業の岡田です。おっしゃいました整理に
0:48:42	なると、こちらは理解しておりますので、の貢献につきましては本日の資料のですね。
0:48:51	冒頭の
0:48:55	0603 の一番のコメントに

0:49:01	のにも言われてにも出ておりましたそのに対しての回答としてさっき、今、先ほど申しましたようなことを述べておりますので、そこで適適切に対応するという ことで考えています。
0:49:19	はい、原子力規制庁の永井です。0603-1も踏まえた確認になってるんです けど、その時にですから、次ね補正出すときにどういう考え方で整理して、
0:49:36	どういうふうにまとめているのかもしくはまとめたのかということ
0:49:43	その補正する前に次回面談で今のような流れをですね、きちんと説明して いただくで計器説明していただくための資料作るというよりは、最終の確認です ので、この今の①の観点でいけば、
0:50:01	社内でどういうふうにまず作るのはつくり込んで、それをどういう体制で確認 したのかっていうことも、もう最終的には最終の申請書の補正の添付書類として 出していただくように、
0:50:17	お伝えしてますけど、そういうふうな形ですね、何か面談資料だけで説明し てますということではなくてきちんとその体系だって、
0:50:30	整理して、全体を不整合のないようにしてくださいということです。ですから今 のこの点についてはまず、その際に、ぜひ一緒に検討していただきたいのは、 ですから全部というのは、もうそのときに全部終わっているの、今回の申請 対象には、
0:50:47	ならないで、それとアスタリスクがついてるのは、何時の申請書で申請したか っていうことがわかるようにですね、何か*の例えば閾値とかがって書いたら一 時さんとかあったら参事。
0:51:05	1と3があるなら、*の1と1とするクドウ*の差で今回のアスタリスクの5と かね、これだと3分割したような形になるんですけど、それはちょっと申請書の ほうでまずわかるように記載をするようにしてください。その上で全部
0:51:24	認可を受けているというのであれば、申請書のほうからも今回審査対象には ならないので、そこは記載が不要ということで、Aに結構かと思えますんで。
0:51:39	ただ、今ちょっと説明の中でもあったんですけど、記載しないから何も確認しな いということではなくて、先行申請したものとこのいわゆる取り合いであるとか、 それは当然密接にですねいろいろ関係があります。
0:51:56	さっき内海のほうからもあったり貯蔵施設でいけば、許可のときに、その貯蔵 量を部屋ごとに設定しているものであれば、中の設備を申請するときに、当然 それは超えちゃいけないし、そういう観点取り合いが
0:52:12	3③の観点で、当然1個1個見ていただいて、どういう観点で、具体的に何を と何を照合して確認するかというようなことも次回の面談で、
0:52:28	説明していただきますけれども、
0:52:30	そういう形ですね、よく見ていただきたいと。

0:52:35	思いますんで今はここまでがいわゆる申請すべき経費として、設備が申請されてるかどうかということを今後皆さんがどうやって、補正に向けて整理していくかと。
0:52:53	いうことをちょっと具体的に確認させていただきました。
0:52:56	その時にもう一度 2270、2 ページからの
0:53:04	表を
0:53:06	我々のほうでも見ているんですけど。
0:53:15	ですね。
0:53:18	この表の中の、例えば 2283 ページで粉末輸送容器というのが、
0:53:26	登場してきます。次のページにかけても輸送容器が登場してくるんですけど。
0:53:34	この 2283 ページ一番下ですね、粉末輸送容器がいつ申請したかっていうのが 1 と 3 時に丸がついてるんですけども、
0:53:45	これはほんま中操容器を本当に申請してたんでしょうか。
0:53:53	原子燃料工業の岡田です。coreす。
0:53:58	この 2283 ページの粉末輸送容器の丸のつけの観点に丸のつけ方につきましては、
0:54:10	人A棟、
0:54:14	2 自体としてはこの粉末輸送容器がですね 1 次申請のときは、粉末輸送容器を取り扱う貯蔵施設のコンベアがございましてそのコンベアの上で、
0:54:31	そう粉末輸送容器を用いて、
0:54:35	ルートという
0:54:39	口頭
0:54:40	通り、
0:54:43	その粉末輸送容器が個目上にある場合の周囲とのその臨界安全評価ですね。そういったものに込まれているという点で登場しているという話。
0:54:59	窓をつけておりまして、同じように、
0:55:02	第 3 の申請に丸つけているのも、第 1 加工棟のほうで粉末輸送容器を取り扱うというものがありましたので、
0:55:15	あと、取り扱っているということだけの観点で丸をつけていたというのが実態でございましてこれらの一時申請と参事申請におきまして、その申請書別紙ですね。
0:55:32	次、この粉末輸送容器、
0:55:39	経営層の申請別紙に書いて審査を受けようとするものということにはしておりませんでしたのでその点、この表。
0:55:49	その丸をですね

0:55:52	いつ申請したかということについては、そういった観点でもきちんと確認しながら見直すということが必要になってくると考えています。
0:56:04	はい、原子力規制庁の永井です。ですから、そういうその整理の仕方をね。
0:56:11	きちんと社内でも、これ全部の100%全部の機器ですから、
0:56:18	どういうふうに申請をしてでどういうふうはこの表に落として、そして、まず申請が漏れないかっていうことをこの表でどういうふう管理しているのかっていうことで説明いただかないと。
0:56:35	何か適当にとは言わないけど申請も受けた記憶もないし申請書にも書いていないような輸送容器一時参事で確かに、それを使うっていうのは書いてあったのかもしれないけど、輸送容器そのものについて、
0:56:52	何か申請も受けてないのでこの番号がですね、3も申請していただくというようなことはしないようにしてください。他の設備も全部そう同じですので、全部まず見てください、それからこれについては先ほど内海のほうからもコメントしましたけど、
0:57:10	第5次申請に申請してるんですが、許可との関係で外運搬容器との関係の取り扱いをよく整理して、この表もあわせて見直しが必要であれば、あわせて見直しをするようにしてください。
0:57:26	で、そうしたことで、100%のまず申請許可に対して申請されているかどうかということのカワダさん説明いただいて核設計部門が
0:57:41	作成することだと思いますけど、最終的にこれが抜け漏れ、漏れがないかっていうのはどこで保証するんですか。伊藤さんのところですか。
0:57:58	原子燃料工業の藤原でございます。
0:58:01	以前の補正のときからですね御説明させていただき、いただいておりますけども我々チェックの方ですね
0:58:11	一般チェックっていう形とと専門チェックですねそういうふうな書類化しております。最終的に申請のところというのは、批判監視室にも確認してもらいますが、契約か質問確認しますが、すぐ最終的な申請は、
0:58:30	菊地のほうでですね、最終的に我々はきちっと確認できることを確認したことを
0:58:38	確認した上で我々多数形になります。以上です。はい、原子力規制庁長いですとか
0:58:47	今回のですね、申請
0:58:50	所補正に向けていろいろ作業はされることだと思いますけど、その体制も具体的に記載するようになっていただきたいということです。それと、次回の面談ではこの後まだありますけど、②③の観点。

0:59:06	今のような形を反映して、具体的に、まず 100%の申請すべきっていうのはどういふうな範囲なのかでそれをどういふうに申請をしていって漏れなく申請したかっていうのを、
0:59:22	どういふうにな書類で具体的には今説明のあった書類で作り込んでどういふうにしているのかっていうのを具体的な書類、これ全部じゃなくてもいいので、例えば今のねみたいな代表例を一つ二つ最初に小澤からも伝えましたけど、
0:59:42	具体的に説明して、こういふうに確認して、100%漏れのないような申請になってますということをまずは次回の面談で説明していただいた上で、補正していただきたいと思います。
0:59:58	①の観点は、もう一つありますか、えっとですね。
1:00:06	ちょっと設計のとりあいなんですけど、今ちょうど輸送容器の話に島になりましたけど、
1:00:14	申請したからといって、一つ一つは当然申請しているんですが、さっき岡田さんからの説明であった通り、その輸送容器を搬送するためのコンベアなりリフトかちょっとわかりませんが、第一次設工認で
1:00:30	申請するときに説明していたんであれば、当然そう時のその核的制限値であるとか、その貯蔵量であるとか取り扱うさっきも搬送設備の搬送能力という話もありましたけど、
1:00:46	そういうものとの取り合いがあるので、ここに一時 3Gにですね、マルがしてないから何も見ないということではなくて、そこでどういふ核燃料取り扱って、どういふ観点で、例えばリフトであるとか、
1:01:04	搬送設備であればですね、どういふ
1:01:09	そう。
1:01:11	状態のものを運ぶのかっていうことは当然記載しなければいけないんですけどねその搬送設備の対象となるウランを入れた輸送容器であるとかもしくは同じページの
1:01:28	そうですね。輸送容器輸送聞いてなく貯蔵容器、
1:01:32	一つ一つの安全機能、それからそれを全体としてその貯蔵施設で貯蔵できる最大貯蔵容量も決まっていますので、そういう観点が設計の取り合いとして、
1:01:47	出てきますから、それはどちらの
1:01:52	なんて言うんですかね安全機能として見るのか、いわゆる貯蔵設備として見るのか、もしくは搬送設備のほうで見てみるのかですねその辺の取り合いと当然重複はしてくる部分がありますのでよく考えて整理して、
1:02:08	この申請、はい。
1:02:12	それから、複数の申請方法を

1:02:16	どう、どういうふうにしているのかということですね、確認した上で、今回、今までのはもう4時までは認可を受けてますから、変えられませんので、
1:02:29	その中で不足があるなら第5次のところでどういうふうにフォローすればいいのかっていうのを考えて、それもあわせて説明をするようにしてください。
1:02:43	原子燃料工業フジワラです。今ご指摘いただいた点も含めてですね、今まで我々一時から4時まで申請しておりますので誤字の中でですね過去出してるものとですね今回今まで評価等ですね、そういうようなものも含めてですね。
1:03:00	あと取り合いも一時から今回のあわせ工事ありますので、その部分も含めて確認したいと思います。先ほどちょっと体制の話は今までの申請の中での体制をお伝えしてしまいましたけど、今回最後の確認につきましてはですね。
1:03:17	今もう一度ですね社内で体制等々ですねどういう形でして、最も最適ですね。
1:03:25	確認をするかというのを検討した上で最終的な
1:03:30	確認をしたいと思っております。以上です。
1:03:34	原子力規制庁の永井です。それは後日書面での確認、回答してください。
1:03:40	それから、ちょっと続きまして長くなっちゃうの②にいけます。これはずっとここ本日を面談資料のH-21021の
1:03:51	3ページ目の0603-三番の深まるにですね、許可に記載した設計方針に従ったものであり、技術基準に適合した設計であることということでさっきあのフジワラさんから回答いただいた。
1:04:07	内容で確認の方法は、観点といいますかね分類はいいんですけど、具体的にその②についてですね、その設工認対象の施設について、その本文ですね使用表とか図目。
1:04:25	に記載した設計仕様が許可の基本方針に従ったものであること、それから技術基準に適合した設計であることについての申請対象施設の設計が
1:04:38	今日、そうですね、すみません、ちょっと重複しました。申請対象施設の設計が許可の基本方針に従ったものであることを、についてですね、何と何を照合して確認したのかっていうのを、
1:04:54	その具体的にですね、まあ、例示で結構ですけど、説明をするようにしてください。特に添付1のですね別表1.1の別表1で示した基本的設計方針。
1:05:09	が、
1:05:10	記載されてますけど。
1:05:13	これのですね、
1:05:19	この点1の表1に整理することで、その展開漏れがないことを確認できる根拠ですね、整理したと思います。

1:05:30	その確認できる根拠を整理した過程を含めてですね。
1:05:36	次回面談で説明をするようにしてください。書面で回答した上で説明をするようにしてください。
1:05:45	②についてはもうもう時間もあれだし。具体的な内容は今の①の観点のようですね、どういうふうにしたのかっていうのを、
1:05:55	説明をするようにしてください。
1:06:03	原子燃料工業の加来でございます。因子を指摘承知いたしました。
1:06:11	原子力規制庁の永井です。
1:06:14	引き続きまして③ですけれども、これがまた
1:06:20	ちょっとまず②を整理しないと③に行かないんじゃないかと思うんですが、一時から5時申請全体を通して設計上の不整合が生じていないことの確認ということで、これも回答はですね。
1:06:35	いろいろ今面談資料の3ページ見てますけど、前臨界の領域区分とか内部溢水エアロックとか遮へいというような形、書いてますけど、多分これだけではないので、
1:06:50	うまみ見る範囲を具体的に確認する範囲を具体的に漏れなく記載していただいて、何と何を照合して確認するのかということとは
1:07:05	まずは面談で説明していただいて再チェックに合った数時間かかるんであれば、まずチェックした上で補正していただくということで、サトウ、
1:07:16	対応するようにしてください。
1:07:20	診療工業の記録でございます。これ③の方はですね潜航新生トーセからこう遅いのですね申請中で分割であったりとかの説明が
1:07:33	前後した上で、前来るというようなところをですね、の
1:07:39	確認した上でこの
1:07:42	両括弧1 過料加工が料加工までを見ておるところでございますが他にもですね潜航申請から土地説明が途中で終わっててですね、こう後段の申請で広い科医拾い上げているところございますのではないかとですね。
1:08:00	確認した上でこの項目はですね、確認したい。
1:08:05	違う確認した上で必要に応じて必要なところは追加したいと考えてございます。以上です。はい、原子力規制庁の永井です。設計取り合いという観点では、最初の①のときにちょっと細かく確認しましたが、
1:08:21	特に建物構築物と設備機器の取り合い部ですね、申請状況についても、どのようなものを想定して設計の取り合えをどのように整理してまして、申請書ではなにをその申請して、
1:08:37	認可を受けたのかということも

1:08:42	ちゃんと説明するようにしてください。ただの説明をするというよりは具体的に例えば系統図であるとか当然申請書に反映する、してあればそれで結構で書類で説明していただければ結構ですし、
1:08:58	そういうことが申請書で見えないのであれば、この部分は、先行申請、この部分は時申請でどうどの範囲をどういうふうに分割しているのかとかっていうのは、同じ今説明のあった系統の中でも、
1:09:14	設備を分割しているので位置構造を強度は何回かに分けて最後に全体として機能性の申請しているのであれば例えばそういうのがわかるような形も含めて具体的な説明と、
1:09:29	なるようにしてください。
1:09:37	原子燃料工業の柿木でございます。はい、承知しました。
1:09:43	後程ですね第1加工棟の例でもう一度確認が入りますさせていただきますけど一応あの全体のその最終申請を踏まえた
1:09:54	事実確認は以上となります。
1:10:06	規制庁内海です。経常的に小澤さん、コメント、よろしくお願ひいたします。
1:10:13	規制庁沢です。まず、今はく前のほうからあった点、やりとりがあった点なんですけれども、
1:10:25	最終的にどのような体制をレビューするのかっていうところですね、今回の今日提示していただいている資料にも記載されてます。
1:10:35	これを見る限りで三つのレビュー体制になって3ポツの品質安全管理室長、副を責任としてはチームにより行う俯瞰的レベル、これが最も上位に来ていて、この人はこの管理してる人が責任者というふうに読みましたけれども、
1:10:55	これを変更するっていうことであれば変更した上で資料をもうて修正してないいただいているもう一度説明するっていうふうな説明だったと思いますので、適切に説明してください。ここの内容というのは最終的には実際に確認した内容をですね記録で、
1:11:14	事業者がどのように管理してるか適切に
1:11:19	管理できているのかっていうところを我々も確認するところなので、
1:11:24	どのように確認したのかっていうのを具体的に最終的には確認していきますので、
1:11:30	記録とかもきちんとしてですね、説明できるようにしてください。
1:11:35	次回の説明ということではなくてですね、今これから管確認をするんでしようから、確認終わった段階においては、きちんと我々にエビデンスをもって説明できるように管理するようにしてください。
1:11:49	まず本件については以上です。何かありましたらお願いします。

1:11:54	原子力工業フジワラでございます。はい。ただいまの御指摘の対象としました。
1:12:02	原子燃料工業、伊藤でございます。承知いたしました。確認の体制についても改めてご説明をさせていただきます。以上です。
1:12:13	規制庁座です。続いてあれですかねりんか委員の質疑でちょっと質問を僕のほうから始めてよろしいか。よろしいということですか内海さん。
1:12:26	罪ですあそその認識で大丈夫です。
1:12:30	最近規制庁座です。そうしましたらちょっと時間の方をしますので、
1:12:37	理由は私のほうから何点かですね、成田のほうからもありましたけれども、厘かいいのですね適合説明だとかその後ろの基本設計、前方針だとかを見てですね、ちょっと
1:12:53	時さいいの検討が必要じゃないかと感じたところをこちらからの何点かお話ししますので、後日系統書面で回答していただくとともに必要に応じてですね。
1:13:09	補正申請書に反映していただければと思います。
1:13:14	まず1点、1点目ですけれども、
1:13:19	2857 ページ。
1:13:27	基本方針の話ですね、これの進みとも臨界安全設計における開口部の取り扱いの説明についてなんですけれども、ここで開口部の取り扱いについて①から④というのが提示していただいている、このどれかに当然取り扱ってるっていう説明
1:13:47	なんですけれども、今の申請書の記載としては、この程度でいいという判断もあるかと思いますが、この中に確認するにあたってこれだけでは我々が確認できなくて、
1:14:02	この①から④を確認するにあたっては、その買い付けていただいている開口部の図面と緩和設備配置図だとかですねそういうものを重ねた図等で多分、事業者の方はそういうことで確認されてると思うんですけれども、
1:14:19	そういうもので説明いただかないと我々もこれで①に該当するんだとかですねえと判断ができませんので、そういうものをですね面談で説明をするように準備をお願いします。
1:14:35	1点目は以上です。よろしいでしょうか。
1:14:39	原子燃料工業の宇津木でございます。ご指摘の点について承知いたしました大間面談資料等追加いたしまして説明させていただきます。
1:14:50	規制庁材です。よろしく申し上げます。2点目ですけれども、
1:14:55	2870 ページ運搬台車によるウランの移動中の評価。
1:15:04	ていうところの説明についてです。

1:15:07	まずスポーツも評価の方法の
1:15:12	一段落目ですね。ええと記載されている見回りの領域で利用する運搬台車の名称がここで氷略したり履行以後略しますよってということになってるんですけども、2段落目以降でAと記載されている設備機器名称がですね。
1:15:32	適切に対応していないというのでどれがどれなのっていうようなことで読み取れないところがありますので、
1:15:41	当運搬台車の名省略するのであれば、当該説明書の中で読み取れるような記載になるようにしてください。
1:15:51	自治体としては主要機能までさかのぼってですね、具体で確認していけば4取れましたけれども、このところですねこの資料の中で読み取れるようにしていただきたいというところとですね。
1:16:06	続いてですね、と同じ基本方針書の中で、なので続けますけれども、
1:16:14	同時に使用できる台数を今回1台が2台にしました後で具体的に説明としては、粉末も積載している台車同士
1:16:26	ペレットは積算してる台車同士を同時に使用するっていうような評価の内容が記載されていて、そうすると粉末とペレットを積載している台車を同時に使用することはないんですかっていうところではあるのであれば、そういうところをきちんと
1:16:44	あるということを明確にさせていただいた上でもそういう評価もしてますよというものがですね、見えるようにしていただきたいというのが二つ目です。
1:16:54	続きまして、
1:17:00	管理番号ですね、2087。
1:17:03	焙焼炉ナンバー2-1、一般台車は、その分の扱い大きいF型を積載するというふうにここで記載されています。
1:17:14	主要兵庫見ると、この粉末介護KF型に積載するという記載がありません。
1:17:28	保修票のほうだと226ページになると思うんですけども、研磨くず回収がだろかdの落下防止なんていうところが書かれているので、想像するに考慮に入れられるのかと思いますけれども、
1:17:43	ここの関係がわかりませんので、きちんと説明するようにしてくださいでF型を使うのであれば周辺今F型という記載が必要になってくると思いますし、実態のところを御説明してください。
1:18:00	それとですね。
1:18:04	あと運搬来所同士ですねこの復水認め評価で運搬台車同士の複数ユニットの評価について説明がされていないと考えています。失礼いたします。
1:18:20	案件シニア失礼いたします原子燃料工業でございます。はいどうぞ。

1:18:27	そうだねと、原子燃料工業でございます。笹尾さんの音声がちよっと途切れ途切れになっているんですけれども、本系統は私のほうにあれですか六本木のほうは聞こえてますか。
1:18:41	規制庁本庁で政党途切れ途切れになったんですけどちよっと音声を小さいなという感じです。わかりました。内海さんのどこら辺からもう一度話せばよろしいでしょうか。
1:18:55	こちらは最初から聞こえてはいるのでちよっと熊取さんのほうどこら辺から途切れるかいただいてよろしいですか。
1:19:04	これ、
1:19:05	運搬台車の
1:19:09	検討対象の釜がきというくだりまでは聞き取れておりまして、複数ユニットの評価のくだりからがちよっと不明瞭になっておりました。了解しました。そこからお話しします。
1:19:23	運搬台車エーツ運搬台車同士の複数ユニットの評価ですね、運搬台車同士のその評価というのにも必要になってくると思ってるんですけれども、そのままのちよっと説明書のほうで読み取れない。
1:19:38	読み取れなかったので、今実際にしているということであれば、当評価の有無も含めてですね、説明するようにしてください。
1:19:50	2807 この基本方針書についての正当。
1:19:56	確認事項は以上です。何かありましたらお願いします。
1:20:01	はい。
1:20:02	原燃工の内海でございます。ご指摘の点について承知いたしました。
1:20:08	初層お待ちください。
1:20:11	原子燃料工業の黒石でございます。小田さんがご指摘の中で1点だけ確認させていただきたい点でございます。
1:20:21	最後のところですね運搬台車同士の復水と評価ということで、ちよっとここ説明確かにできておりませんので、別途説明必要だなというふうに認識いたしましたのでそれはそれとして、一応評価としてはできるかなと思って。
1:20:41	まさに説明をさせていただきたいと思います。それと複数ユニットの評価というのはそもそも設備を設置する際の位置関係、それから周りにたくさんの説明がありますと、臨界上アウトになるかもしれないのでそうならないような
1:20:59	配置になっているというのが複数ユニットの評価だと思っておりますが、運搬台車は動きますので、どこかに固定するというのではないんですけれども、
1:21:13	一応入って現状の

1:21:16	評価としましては申請させていただいている評価としましては、軽度の台車も置き場所定置こと決めた上でさらに実際にはそういうことはないんですが、パーツ通過した運搬で通過したということの評価をしているというようなものとなっております。
1:21:35	で、2台であっても大丈夫だというような評価をしたということは御理解の通りですね、さらにこのご質問で復水台車どうするの複数人と評価というのはどのような意味合いになるのかなというところを確認させていただきたいという、
1:21:53	そういうことでございます。よろしく申し上げます。
1:21:58	規制庁ザーツベース。
1:22:04	運搬台車場から日程系統が2台使うということは、当運搬台車の評価として、隣接する設備機器と運搬台車の含めた評価をしているんですねっていう、単純な質問なんですけれども、
1:22:29	少々お待ちください。
1:22:31	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
1:22:44	原子燃料工業の黒石でございます御質問の趣旨理解できました
1:22:51	確かに説明がちょっとを適切にできてない部分かもしれませんが評価としては問題ないと考えておりますので説明させていただきたいと思います。以上です。
1:23:03	規制庁座です。よろしく申し上げます。
1:23:07	そう例は続いてなんですけれども、2874ページの絵で赤の取り扱いについてというところで、
1:23:19	ちょっとここは多分説明の仕方だけだと思うんですけれども、2874ページの下から6行目のですね、種容器の厚さの制限の範囲内の場合にはっていうところがどのような場合保留しているのかっていうのが説明資料のほうだというちょっと理解できなかった。
1:23:39	なので、補足の説明をお願いします。それとですね、
1:23:46	表の1のですね。
1:23:49	高無視できる枝管の直径について済みから読み取れる直径なまこ交付済みの方から読み取り直径をこちに書いてる記載していると思うんですけれども、実際こう一致しないんですね、普通の方が読み取り直径と。
1:24:07	ですので、一井付近のやや冷え等1しないというところの確認をしていただくとともに、毎月するようにですね適切な辺りを書いていただきたいというのが、
1:24:23	質問でございます。だからに関する説明書については以上です。
1:24:31	原子燃料工業の内海でございますご指摘の点後日回答させていただきたいと思います。以上です。

1:24:43	続いてですね。
1:24:50	もう一つですね、2870 ページの運搬台車の説明に対して、2876 ページのフロ ー期間を移動するその搬送設備というところで質問を考えていたんですけれど も、こちらのほうは 2700、876 ページ以降のものが運搬台車
1:25:10	ではなくて、別途物販会社としてはなってるのではなくて別のその台車等という 認識にで説明されているというところはわかりましたので。ちょっとこのところ はそういう認識でよければ
1:25:28	そうですかっていただければ結構です以上です。
1:25:32	原子燃料工業の内海でございます。ただいまの質問につきましては様々のお っしゃられた通りの整理となっております。以上です。
1:25:42	はい。
1:25:43	規制庁がですね、当委員会ですね、質問については確認事項については 以上なんですけれども、基本的に今までの質問と一緒に使用表を見て、図面 を見て適合説明を見て、基本方針書を見ていくわけです。
1:26:02	そこで今、今の質問を結局仕様表で使われている用語とその基本方針書で使 われている用語が違っていたりだとか、そういうものがもう含まれますので、今 までの質問とほとんど類似してるものですね、それと基本方針書の説明であ ればそのそこを侵食の説明の中できちんと
1:26:22	説明がクローズするようにですね、用語とかも丁寧にチェックしていただいて確 認をしていただくようにお願いします。
1:26:31	以上です。
1:26:34	原子燃料工業の内海でございます。ご指摘の点も踏まえまして申請書のほう に適切に反映していきたいと思っております。以上です。
1:26:46	規制庁ですよろしく申し上げます。
1:26:49	はい。規制庁おられた鈴木まして私考慮
1:26:54	事実確認でこれもうちょっと時間もないんで、後日書面で回答をお願いします。 まずにて運搬の平成 29 年にあったウラン粉末漏えいっていうあの事故の関 係のことをちょっと聞き確認でございます。引っ込め
1:27:10	でウラン粉末漏えいがあったところについてはその仏日とフォンまず投入機 等、
1:27:16	粉末混合機だと思うんですけどねこれについては事故対応を踏まえて設計に 関わってるもんだと思いますけど、もう改めてその事故を踏まえてどのように 閉じ込め機能を維持しているのか説明するのをお願いします。二つ目。
1:27:32	でウラン粉末漏えいがあった際の報告を見ますと、原因の一つとして、直接目 視することが困難な部位にてもいの点検が不十分だったことが事故の原因と して報告されております。

1:27:48	これに運営、ことと関連する技術基準の条文として 14 条第 2 項で安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査試験。
1:28:01	機能を有するための保守修理ができるように設置ということで、要はその直接目視できなくて検査が不十分だったっていうのはこの 14 条第 2 項に適合しない得ないのかなっていうふうに考えられます。これを踏まえまして、今回申請される設備機器について、
1:28:22	このこないだ云々以前の事故のような直接目視することが困難な保育果たしてあるのか、またあったとしても他の方法によって技術基準 14 条第 2 項に適合できるのか、それについて説明をお願いします。
1:28:44	原燃工のほうでございます。ご指摘の点収集しましたの書面にて回答させていただきます。
1:28:50	はい。お願いします。有田です。
1:28:53	続いてなんですが、次加工の方法については話になりますんで、これについてまず成形施設については私のほうで図面とか使用表等を図面とあと
1:29:08	事業許可の加工の方法を夏って言ってどういうふうにウランとか或いは水とかが動いていくのかを除いて結果がよくわからなかった点があったのでこれをまあ順番に押さします。これと同様の手順がちょっとまだ確認が通じないというのはあるんですけど。
1:29:29	正規以外の皮膚ごとか組み立てるかにもあるかもしれないので今お伝えするような視点を踏まえて被覆組み立てのほうの書き方も検討するようお願いいたします。
1:29:41	まず
1:29:44	多分 123 種
1:29:47	こちらの確認する点としては八つあります。一つ目。
1:29:52	350 校ページの件もクドウ乾燥機ってやつなんですが、これの図面を見ると設備の中に県もクドウ回収後もってやつと、焙焼予期二つの容器がございます。これ名前が書いてある通り乾燥機ってやつって書いてるんで、これ。
1:30:09	この二つの要求時どちらを回収乾燥させるのかなと、あと
1:30:15	製造、集まん加工の工程考えたらこれで科研も回収がから賠償曜日に移して焙焼炉で表するんだと思うんですけど、その容器同士に移す数やり方が図面から読み取れる説明をお願いします。
1:30:32	二つ目、次が粉末取扱機ってやつでこれは粉末から出てきた粉末を容器にする収納するもんだと思うんですけど、図中に容器間の絵が書いてないので、
1:30:47	容器も種類も含めて、どういった容器にどこから出てきてどういった容器に入れるのかを
1:30:53	明記するようお願いいたします。

1:30:56	三つ目。
1:30:58	402 ページのペレット細部って水素でこれが焼結ボートからさ外類に焼結ペレットを移し替える説明のようですが移し替える方法が図面から呼んでおりません。似たような設備として、
1:31:13	367 ページの
1:31:17	抜本ペレット細部ってやつがあるんですけどこれを見るとペレットを掴んで映すロボットの絵があると思うんですけど。
1:31:26	こういったものが畑島をこういった装置があるのかがよくわからないので、説明をお願いします。
1:31:33	でも事故のペレット細部の関係でいくとペレットと焼結ペレットを移したとの差さっそれ位を積み上げた図面が書かれているんですがこれを積み上げる装置がなんだろうかというのは、そのペレット細部のところにはなくて、これは、
1:31:50	404 ページに冊数取り搬送部であるということでもよろしいでしょうか。これも設後日回答をお願いします。
1:31:58	次に四つ目、409 ページペレット供給器ってやつで、
1:32:04	これなんですけどさすと類からペレット供給機能の円盤型フィーダーってやつにはペレットそしてねそっから
1:32:12	次の工程に移ってくると思うんですけど、トリーから円盤型フィーダーにペレットを移す方法は、図面から読み取れる不明確でしたので、追加の説明をお願いします。
1:32:26	五つ目。
1:32:28	410 ページセンターです研削盤。
1:32:32	これ見ると、このインターロックの関係でペレット研削戸数カウンターEB手はずがあると思うんですがこれ図面だとどっちがカビカウンターの位置が変わっているだけでどっちがAかBかっていう区別がちゃんとないで記載を明確にするようにお願いします。
1:32:49	同じくセントレックス検査くぼんでいくとこれペレット線量より水をかけるってことだと思うんですが、水の放出がどこから行われるかってのがその図から見ておりませんでまたその内部で水をかけることで例えば検索バンドル内部の機器に水がかかって、
1:33:07	死亡じゃないかと思うんですがそれによって機器の喪失をすることはないのか。
1:33:12	とか或いはその漏電火災みたいなものがないのかその辺の説明をお願いします。
1:33:18	六つ目 404 ページのペレット検査大分っていうところです。

1:33:25	ここで行う検査っていうのはこれ電信大空天秤で分かれてるのこれ流出量測るのが検査に当たるということでよろしいでしょうか。
1:33:35	で、その場合で考えると図面ではペレットコンビ岩がPeruとほぼコンベヤは、電子バザ一天引きから離れてて、これこの絵のまんまる ■■■■■ ではかれないように見えるんですが、これはどういった方があるのか説明をお願いします。
1:33:54	七つ目 417 ページ波板搬送コンベヤナンバーワン部ナンバー粒ってやつで、
1:34:00	これ設備名には波板って書いているんですがこれ図中にはペレットトレイしか書いていなくて、これはペレットトレイのこと、波板っていつてるといこといいんでしょうか。
1:34:12	最後八つ目。
1:34:15	418 万ペレット黙秘権 1118 ページのペレット目視検査部
1:34:22	これについてさっきと似たようなもんなんですけど図り測定するようなんですけど、ペレットトレッド図りなぜペレットを移動させる装置か図面では読み取れないのでどういった活動を行って起動させるのかを追加で説明するようお願いします。以上です。
1:34:44	原燃工のほうでございます。ご指摘の件、時書面で回答させていただきます。以上です。
1:34:54	はい、原子力規制庁の永井です。引き続きましてまたずっと全体について、2点お伝えします。
1:35:04	これは
1:35:07	共通的なんですけど、本日、もうコアの面談でいろいろお伝えしているいろいろ許可との関連も確認していくということだと思いますけど、許可にね、もし誤りが見つかったとか、
1:35:23	そういう場合には、その内容を具体的に連絡をするようにしてください。併せてですね、どういうふうな対応方針をするのかということも説明をするようにしてください。
1:35:35	それから既認可の設備や既認可というのは一時から 4 時申請の施設で申請内容にもし誤りがあるとかということであれば、その内容について、
1:35:50	とですね、その対応方針、どういうふうに
1:35:54	対応するのかということも、次回の面談では、次回以降の面談でですね、あわせて説明をするようにしてください。この後の第 1 加工棟で具体的に幾つか確認させてもらってもありますので、
1:36:10	一応 2 点お伝えしておきます具体的な何かアクションが直ちに必要があるというのは考えてませんが、こういう事象があれば、その説明をするようにしてください。

1:36:25	原子炉工業フジワラです。ただいまご質問を2点につきまして、今後の確認の中でですね認められた場合はご連絡したいと思います。以上です。はい、原子力規制庁長いですね。引き続きましてあと2点ですね、これは申請手続き上の
1:36:44	確認で今までともまたラップする点もあるんですけど、申請書ですね、3ページGの別記1の散歩Ⅱですね。
1:36:58	これは潜航申請した施設*ありますけれども、何時の設工認で申請したのかという点をわかるようにしてください。ちょっとこれだぶりしましたが、
1:37:10	お願いします。これに関連してですね、申請書の34ページ。
1:37:16	Sで34ページAg2、
1:37:20	第2加工棟の
1:37:23	に設置する附属の設備機器で通信連絡設備と火災感知設備、研究設備いいなどは仮移設を申請してるんですけど、これはちょっとさっきとの間、さっきってどうか
1:37:41	①の観点でも確認したんですけど、どのように考えて申請対象設備を記載しているのかっていうのも説明してください。第5次設工認は最終の申請になりますので、
1:37:56	その復旧の工事とか、新規制基準適合に係る設計の申請とセットで記載するようにしてください。
1:38:07	これで本日の面談の中で吸収で回答を吸収できるのであればそれに含めて回答していただければと思います。手続きという気な点については以上になります。
1:38:22	原子燃料工業の岡田です。今見てにつきまして、先ほどの①の説明のときにもいたしました通り五つの申請をした。
1:38:35	もの顔がわかるようにするというのと、この仮移設のことをそのページ30に行って付け加えたのがですね
1:38:46	これも同じように既認可の中で、
1:38:52	管理番号とってですね申請したものをまっすぐすべてこの9ページから35ページが載せて守れる抜けないよということ、
1:39:02	そういう考えで載せていたものですのでその最終チェックのその審査をご自身で受けようとする範囲と等、最終鉄鋼その全体
1:39:17	ノーチェックのことについてきちんと
1:39:22	整理した上で、申請書適切な形にしたいと考えます。以上です。はい、原子力規制庁の永井です。その方針で対応してください。

1:39:33	回答のほうは書面ですね、簡単で結構ですけど、もしくは複数同様なコメント何回かしてしまってますので、どちらかで寄せて回答していただいても結構かと思います。引き続きまして、
1:39:50	本日の面談資料のH-21021 の中の 063 の 8 に関連して、補足資料がですね、これ 700 の補足資料の 06、
1:40:06	03-8 っていうのがありまして、これも通しページではないんですけど下にページがある 746 ページ、本日の資料の真ん中辺にありまして、水位標厚い第三次の
1:40:21	表編の 2-1、第 1 加工棟しようという仕様表が、
1:40:27	ありますんでこれは前回の面談でこの申請書のつくり込みの考え方を共有していただくために色分けをしていただいたのと、それから、河川の種類を
1:40:45	1 住専二重線で今回のその第 1 加工棟の例で具体的に説明してくださいということで、記載したものですので、その
1:41:00	まず、
1:41:01	そうですね。これについては資料事前に提出していただきましたので、我々のほうで確認しましたので、ちょっと不明な点を幾つか確認していきたいと思えますんで、
1:41:16	イトウ屋外消火栓。
1:41:20	まずこのですね 74746 ページのところでは皆さんのこの
1:41:28	今回の資料のつくりとして二重線の枠、枠囲みの中で、この色の意味が意味を記載していただけてますんで、何もしないのは何も色がついてないのは、先行申請して認可を受けた設計から変更がないものと、
1:41:45	ということで、もうここは今回の申請範囲ではないということですね。それから下の二重下線でプラス青色マーカーだったり赤だったり、緑だったら黄色だったり廃炉ここは、
1:42:00	先行申請から変更があるという認識を皆さん持っているということでいくつかそれを体系立てて類型化して修復に記載していただいていると。
1:42:16	ということで理解しましたので、その中でですね、
1:42:22	どう。
1:42:23	屋外消火栓なんですけれども、
1:42:27	これはちょっとまず最初にシバタと使用表のですね。
1:42:34	中のページ数でいくと。
1:42:55	752 ページから、火災による損傷の防止の記載がありまして、11.1-F1 の使用表の中のに屋外消火栓関連の記載がありますので、

1:43:11	です申請に係る屋外消火栓に求められる安全機能なんですけれども、結論から申しますと、
1:43:23	一つの設備といいますかね管理番号屋外消火栓の安全機能のについては、一つの仕様表にまとめて、
1:43:32	記載してくださいということですので、これは建物に求められる安全機能と密接に関連するために、建物ごとにその附属設備として申請、従来先行申請出していたんですが、
1:43:50	今回です、屋外消火栓を附属配管や貯水槽なども含めて、いわゆる系統としてです一括して申請しようとしているのかという意図が読み取り入れませんので、
1:44:07	整理して説明してくださいということでございますので、これは何を言っているかという、真ん中にです、752 ページの図で黄色の
1:44:23	欄があってです、消火栓の系統刷りの 3-12-7 ということで示していることと、その下にです、8012-2 でその消火栓これ 110 下線が引いてありますので、
1:44:41	前回の申請書では、次回以降申請予定としていたものですが、僕ら消化せ 8012-2 で消火設備を屋外消火栓括弧屋外消火栓配管屋外消火栓の
1:44:58	消火栓ポンプを含むの仕様を
1:45:01	表裏に
1:45:03	データ表裏の 3-2 に示すということで、ここをたどっていくとです 1814 ページに、
1:45:14	同じような仕様表がその他加工施設として、
1:45:20	またついています。要は言いたいことは抵抗の 1820
1:45:27	1814 ページを見ますと、
1:45:39	都政 814 ページを見ますと、今度はこの表裏他の人にはです、この資料にはか消火設備の屋内消火栓も屋外消火栓も一緒になっていて、
1:45:56	しかもですこれ設置場所が第 1 加工棟だけではなくて屋外なんですけど第 2 加工棟であったり、発電機ポンプ室もすべての系統を含めた主要表がまた別途つくられています。
1:46:11	ですので、どういうふうに整理して申請をしているのかということがまずです、これは先ほどの最終の申請の②の観点にも関連するんですけど、求められる安全機能が
1:46:28	全部申請されているか、許可を踏まえて申請されてしているということをここに書いているのかで 2ヶ所 2 なり 3ヶ所に変えてもいい確保とも、当然、屋外消火栓停止構内に幾つか点在してるので。

1:46:47	その建物附属とするのかもしくは一括して申請しようとしているのかということをよく整理して、どういうふうな意図を持って、今回の申請に至っているのかということの説明するようにしてください。
1:47:04	屋外消火栓については、1点目以上になりますけど。
1:47:10	もしどういうふうに整理しているのか、簡単で結構ですけど次回書面でいただくんですけど今説明いただければ、説明のほうをお願いします。
1:47:28	原子燃料工業の池野でございます。今ご指摘いただいた通りですね指標に2回出てくるという形になっておるんですが、ます。
1:47:41	先行して記載した部分につきましては建物の附帯設備として屋外照査消火栓を使用表に書いてございます。それは建物の改造工事をですね、実施する際に、
1:47:56	工事と緩衝したりとかそういう理由で仮移設をするということで、付帯設備の二重付帯機器として、資料に載せてございます。一方で、今回5時0倍消火栓という形で新設するのにあたって、
1:48:16	その屋外消火栓の系統としてですね消火節理というシステムとして、安全機能を説明することを目的として、これら消火栓に対して独立した仕様表。
1:48:31	上げているという状況になってございます。そういう整理で書いてございますが、若干して屋外消火栓というのを追跡したときに母数の支障が出てきたようになってしまっていると。
1:48:47	いう点ではわかりにくい点、あるかと思いますので、その辺の申請書全体で一貫して整合し一貫した説明ができるようにですね記載検討したいと思います。以上です。
1:49:03	はい、原子力規制庁の永井です。よく整理していただきたいということで、その際には、いろんな観点がありますので、というのは屋外消火栓ですので、それはどこの建物をなり、その中の設備を、
1:49:19	対象にしているのかってということと、今使用表1814ページ見ると、
1:49:27	第1加工棟外壁と対地廃棄物処理いい等は含んでますけどもその他は必要ないのかとかですねいろんな観点が許可との踏まえてもありますので、よく整理して説明してください。
1:49:48	原子力規制庁の永井です。引き続きまして、同じく第1加工棟の仕様表で今回の面談資料でいるついで通信連絡設備、
1:49:59	なんですけれども、これ例のですね757ページの記載のですね、
1:50:11	フォローでの確認になりますんで、このベースねつい第三次の表併任-1、経営の使用表の通信連絡設備の設計番号25.1-F1、
1:50:26	その確認していくと。
1:50:30	これ段落は四つに分かれてまして、一体4段落のところですね、の

1:50:40	書き出しから読み上げますと所内全体の
1:50:44	8000 円。
1:50:47	7 万 8007-3。
1:50:49	は、
1:50:51	これずっと…等いろいろな設備の番号があつて、その通信連絡設備所内通信連絡設備、括弧放送設備の後にまた色つけてスピーカーとかですね、ずっとありますので、
1:51:08	最後に指名でそれらの放送設備の系統図を図でE-3-2、12-1。
1:51:16	に示すという記載があります。それで、
1:51:21	確認したいのは、県が幾つかありまして、先に三つほどあるんですけど、お伝えしますんで、図でいいのに/12-1をまず黄色いマーカーとしているんですけど。
1:51:39	黄色いマーカーの 1DP等っていうのは、
1:51:44	先方申請して認可を受けた設定の申請時期を明確にするために使っているものなんですけど、この内容というのは、第 1 加工棟の
1:51:56	すいません参事の申請で認可を受けた範囲の図面を上書きして変更付していることにはなりませんという。
1:52:10	確認ですね。で、逆に言うと、既認可の設計については、
1:52:16	その基本基本というか、
1:52:19	上盤側気はして変更しないことというようにしてください。
1:52:25	でないと、それに基づいていろいろ使用前事業者検査であるとかいろいろなものに使っているものをベースが崩れますので、このところは、
1:52:38	2 本線で
1:52:40	引かれてますけれども、下線が引かれてますけれども、まず、
1:52:46	どういう意図なのかというのは説明してください。
1:52:49	それから、
1:52:51	今回新たに作成した刷りの 12-1 っていうのを新たに作成しているんですけども、これをですね仕様表に記載する場合はですね、第 1 加工棟の附属設備として、
1:53:09	参事節項 3 地震性の主要表に
1:53:13	追記しているわけですから、3 時申請の図面と今回の 5 時の図面の区別がつくように、
1:53:23	識別して記載してください。
1:53:26	それは例えばの話が例でいうとこの刷り他の 12-1 の次に 50 とかですね。

1:53:35	いろいろなやり方があると思いますけど、いずれにしても、この図面番号っていうのは随所に出てきて、すでに既認可のものもあれば、その分割申請すれば新たに鎮目が追記されてくるものもありますので、
1:53:51	今回の申請書として添付する図面と、すでに既認可の申請の図面と区別がつくように、
1:53:59	してくださいということです。
1:54:03	それからですね、今の第4段落の最後のセンテンスですけど、所内全体の放送性能の使用を
1:54:14	続いて第4次表は、
1:54:20	2-1に示すと。
1:54:22	ということで、これは110下線が引かれているんですけども、これは110河川っていうのは、モース既認可において次回更新生と言ったところ、
1:54:39	ですので、これのですね、このように記載しているんですが、この表というのは、申請書の231ページ。
1:54:52	それからなってます、第2加工棟の
1:54:56	使用表を引っ張ってます引用してます。
1:55:02	そうですね。
1:55:08	何といいますかね、この仕様表っていうか、第1加工棟の所内連絡附帯する附属設備という言えいいのか附属設備として、
1:55:20	通信連絡設備として認可を受けようとする範囲については、他の設備の附属設備を引用するのではなくて、この第1加工棟の附属設備として、
1:55:34	クローズするように、
1:55:38	未申請をするようにしてください。
1:55:41	ちょっと言ってるのは難しいかもしれないけど、具体的にですね、図のほうで説明していただきたいと思うんですけど。
1:55:52	実際添付している図リピーターの
1:55:57	12-1というのが1992ページに、
1:56:04	記載が、
1:56:06	あるんですけど。
1:56:07	もうこれですね、第1加工棟の附属設備として認可を受けようとする範囲とそれからその他第1加工棟もあるんですけど。
1:56:18	どういうふうに
1:56:23	区分して、
1:56:24	認可を受けようとしているのかということは、
1:56:29	説明をするようにしてください。

1:56:32	ねえ。
1:56:33	これこういう後日書面で回答いただくんですが、ちょっと考え方を
1:56:39	説明していただきたいと思うんですけど。
1:56:43	よろしいでしょうか。
1:56:45	原子燃料工業の井上でございます。
1:56:48	まず図面なんですけれど、
1:56:52	図面につきましては第三次指針盛大 4 時申請第 5 次申請となつてまして、
1:57:01	第 1 加工棟の仕様のもつくりほか 12-1 のところに書いてた、すみません、 図面のページは、1900、
1:57:09	92 ページでよろしいですか。はい、柳井です。はい、じゃあその持ち込みの説明をお願いします。
1:57:16	ずりほか 12-1 位、
1:57:20	ごい各 A、B 票で相手とところの古い図面はですね、
1:57:28	5、
1:57:29	今回のご自身急いで本申請としていたところが、
1:57:33	事故、次回以降の申請と書いてましたので、
1:57:37	ご自身性として、次回以降の申請として出て評価を表すのは、
1:57:46	よろしくないかということで考えて、新しい図面をここに引用することにしました。
1:57:53	ずり負荷 12-1、1992 ページですけど、これはこの 5 次申請の段階での図面ということで、3 地震性 4 時申請、それから、本申請というふうな、次回以降の申請ということは、
1:58:13	直しているというためにやっております。
1:58:16	それから、第 1 加工棟の放送設備として申請する範囲ですけど第三次申請での
1:58:26	申請範囲として、四角で囲っているところで、第 1 加工棟マイクを第 1 加工棟の放送設備、それから第 1 加工棟の放送するスピーカーの再処理が確か口頭としての放送設備の申請範囲
1:58:41	ということでございます。なっております。
1:58:45	時申請としては、これの所内全体の放送性能ということでございますので、
1:58:55	大きい四角で点線囲いで囲っております。
1:59:00	大きい四角先生がこの下に括弧事業所内建物間の相互のほう素の確認本申請範囲としては全体をご自身性でして、全体の申請範囲ということで、この中で示してございます。
1:59:18	はい。

1:59:19	それからインフラの中で社内全体の放送性の仕様を院内 4 時表 2-1、何かごとの地方の方ですけれど、みんなのことを書いておりますのは、
1:59:36	第 1 加工棟の新生児に書いていた内容と内容は一緒なんですけど、第 2 加工棟に代表して解体使わないほうがより明確に書いていたんか言っていますので、そちらのほうを示しているということで書いてございます。
1:59:53	ですので、この点は
1:59:56	この表のほうを第 2 加工棟申し上げ、第 51 と同じ内容でございますけれど、書いてる内容に書き換えるということで事業のほう調べたいと思っております。以上でございます。
2:00:11	規制庁の新井です。
2:00:13	ですから、いわゆるずっとこれまでもお伝えしてたんですけど、最終のフィーに集明示は守った上である程度作って耐用地のときにも大分系統図をつけて、それぞれの番号も
2:00:30	入れていただいたので、それなりにわかるようにはなったんですけど、今度最終の申請においては、
2:00:38	農度の仕様表というか、どの建物附属設備として、
2:00:44	どの範囲を申請するのかということは、この 1100MW92 ページの図ですね、わかるようにしていただきたいと思っておりますので、特にですね。
2:01:00	今度は今までは 1 構造
2:01:06	強度、強度耐震とかですねかったと思うんですけど、今度は機能性能として見ていくと、この通信連絡設備っていうのは、どこからどこにどういう状態のときに使うのかということ
2:01:24	ウについても当然説明で今後していただくんですけど。
2:01:29	その時にですね。
2:01:34	どうぞ。
2:01:35	第 1 加工棟と
2:01:40	日程第 2 加工棟との間をつなぐケーブルがあるんですが、要は濃度から放送してマイクもそれぞれについて、第 1 加工棟と第 2 加工棟についてるんですけど、どういう状況のときに、
2:01:57	どこの範囲に包装しなきゃいけないのかっていうこともよく考えていただきたいということです。それから来認可のですね、第 5、
2:02:17	うん。
2:02:20	1 ページの図ですけれども、
2:02:22	はい。
2:02:32	1992 ページの図ですけれども、

2:02:36	この中に第4次申請で第5廃棄物貯蔵棟があって、人二重線が信号通信ラインになってますが、これもですね、
2:02:51	なんて言うんすかね第1加工棟からの間でそれぞれにまでいろんなほかの建物にも入ってるんですけどもそのラインにつながっているのか、何か
2:03:06	直接第1加工棟にそれぞれの建物から入っているのか、いろんな観点はあると思いますが、Zone使用状態であるとか、どこからどこへ申請、舗装するかっていうことを
2:03:21	もうあわせて
2:03:25	説明がつくような程度の図面にさせていただきたいということですね、これについては別途ですね外部電源んが、この信号線でのっかって、いわゆる停電時にも、
2:03:43	使えるようにするという要求事項になってますけど、ですからそれが
2:03:50	第1加工棟からの信号線んに、
2:03:54	第5廃棄物の時になつ分配していつてるのか、もしくは直接入っているのかっていう点も含めてですね、ちょっとわかるように説明していただくのと、第1加工棟トータルに過去との間の
2:04:11	ケーブルつなぐケーブルはいつどちら側で申請するのとかちちょっと細くなってしまうんですけど、要はの取り合いでを明確にさせていただいて、実施要否を目下戻ると500757ページ。
2:04:27	どっちの建物でどこまでを申請するのかということ、どっちっていうのは、第1加工棟でどこまでを申請しようとしているのか第2加工棟のほうでも出てくると思いますけど、どこまでが申請範囲にして、それから、
2:04:42	ちゃんと繋がるということで、あのぐらい求められる安全機能全体を通して、どういうふうを考えて分割して申請しているのかっていうのもわかるようにしてくださいということです。
2:04:58	原子燃料工業の井上でございます。表示でありました図のほうを直し直しをいたします。
2:05:09	コメントの件なんですけど、まず
2:05:11	マイクでどのマイクでしゃべっても所内のスピーカーからすべて音が出るという仕組みになっております。
2:05:20	ですので、どっかの切替器があるとかそういうことではございません。
2:05:26	それから電源のほうは、アンプを電源。
2:05:32	供給をしております、スピーカーの方には電極はございません。アンプのほうでスピーカーをクドウするという形の仕組みになっております。
2:05:41	スピーカーのa接続のほうは現状に合わせた正しい所属に合わせるように、に修正いたします。以上でございます。

2:05:52	原子力規制庁の永井です。最終の形にさせていただく必要はあるんですけど、その気をつけていただきたいというのは、すでに既認可の1G、ごめんなさい、これは3時とそれから用地で認可を受けた図面、
2:06:10	Aを更新してますので、その範囲の申請内容が何か
2:06:18	既認可と変わってしまうとか、まずそういうことはないようにした上で、
2:06:24	していただきたいということですので、先ほどの設計仕様の仕様表の757ページ、もう
2:06:33	当時の30の時にですね、第4段落目の前半の言葉というのは、次回以降申請予定だったのか、もしくは今回何かいいとして系統を既認可の第1加工棟の
2:06:49	系統を変えようとしているのか。
2:06:52	そこもちょっと不明な点がありますので、第4段落の後半の所内全体を言いたいのであれば、そこだけが火線になって次回更新世としていたんだと思うんですけど、そうであればその既認可の範囲の
2:07:09	系統図というのは、その所内全体の図とはまた切り離してそこは既認可のまま置いておくとかですね、よく考え方を整理して何か上書き式認可の範囲を上書きして帰って帰ってしまわないように、
2:07:25	してください。そのことがですね、この使用表の5センター575ページの添付図面のところにも表れてまして。
2:07:37	今言ったのは、言ったところだけではなくてテント図面すべてですねここに黄色い。
2:07:48	マーカーがついてるんですけど、これも何かその黄色いマーカーの意味のとり方がちょっと最初の定義とも違ってまして、今回、
2:07:58	申請書の中に添付する図面は必ず誤字であると御辞退第5次設工認の申請であるということの図面であるということがわかるようにしていただくと、既認可の図面はそのときの図面が
2:08:16	生きてますので、
2:08:19	そこは一切低をつけないという大原則は守っていただきたい。
2:08:24	と思いますんで、それを上書き何か間違えていて、実はケーブルはこういう繋がり方第1加工棟じゃなくて第2加工棟から直接つなげるんですけどっていうのは設計変更したいとかそういうことであれば、
2:08:40	それは既認可の内容をもう一度見直さなきゃいけないので、この安易にですね、更新を掛けたからといって、
2:08:53	図面を置き換えたりとか、追加する図面は新たな全庁内全体の図面をかけたということでもいいんだと思うんですけど、新たに会いに書き換えたりしないようにということ。

2:09:08	ですね、それを争点だけは全体を通して、注意していただきたいというふうに思います。
2:09:17	で、今回その青いマーカーで今の一番下の図RE-16 この辺もですね、青いマーカーっていうのは先行申請した主要表に今回追加の設計を記載するというものもありますので、
2:09:35	そのところはですね、自動火災報知機のとこだと思いますけれども、
2:09:42	同じような考え方でよく整理して
2:09:48	認可の図面、
2:09:51	の取り扱い等ですね、不整合が生じないようにしてるかとか、そういう観点もよく注意して、この資料表全体をですね、作り込むようにしてください。
2:10:04	それと同じことがですね、欄外の注記
2:10:09	そうです。
2:10:11	これは 700。
2:10:15	中期ですね、これも 1 例なんですけれども、
2:10:20	17 番の中きいてですね。
2:10:25	サトウ図でいい。
2:10:34	うちの 8 番。
2:10:36	受ずりピーターの 12 の(2)に示すっていうPHSアンテナの系統図ですね。という記載があるんですけど、
2:10:49	17 の
2:10:51	記載はですね、以前は刷りの 4-1-8 ということで、
2:11:02	既認可の図面、
2:11:06	での注記になってますので、
2:11:09	それを今回ですね運用中上書きをするようなことのないようにしてくださいということですねまあこれずっとお伝えしている他も同じなんですけど、そういうことをよく注意して
2:11:28	なんてつつい表についてはですね、よく考えていただきたいということでございます。
2:11:36	(7) 番のちょっと上に行くんですけど(7) 番の補足の説明も、
2:11:44	第 1 回の補正からですね。
2:11:48	すみません、第 1 回目の補正ですね。
2:11:52	から黄色で変更がいろいろ書いてあるんですけど。
2:12:00	記載内容もいろいろさっき言ったの消火栓関係。

2:12:05	なのですが、(7)のその前半の話は、設計仕様の話があって後半の話法案は、申請の手続き的な面が書いてあるんですけど、この辺も中期の飛ばし方とのもとの文章との
2:12:24	関連もよく考えてかつといって、既認可のものは安易には変えられないので、変える時はセットで本文の資料とセットですね、よく考えて記載椅子を
2:12:39	中実といいますかね最終の形にさせていただきたいということで、この第1加工棟のでは、もう一度ですね、する形で絶対見直していただいて、
2:12:54	どういう考え方で推移表を作ったのかということ
2:13:01	もう一度次回面談で提出して
2:13:06	考え方を説明するようにしてください。
2:13:10	ちょっと私から以上です。
2:13:12	原子燃料工業の井上でございます。
2:13:15	承知いたしました。今回追補について、定例だところは次回以降申請としていたところが、第何次というのは明確にわかるようにしたということがほとんどでございます。pcm以上Aになって考えてそれに合わせるように変更。
2:13:35	いたします。以上でございます。原子力規制庁永井です。ちょっと長くなりましたけど最後に、これも途中段階もお伝えしてますけど。
2:13:49	本日お伝えした内容はですね、これまでの審査で確認した不明な点の1例です。その申請書の補正、作成の考え方をですね、よく整理して説明してください。
2:14:04	次回の面談ではその整理した考え方に基づいて再度説明していただいて申請書全体をどういうふうに補正して
2:14:16	しようとする、するのかということ説明するようにしてください。私からは以上になります。
2:14:27	原子燃料工業の井上でございます。承知いたしました。
2:14:36	規制庁内海です。規制庁側から予定していたもの以上になりますけれども、
2:14:44	規制庁が何かほか、
2:14:46	追加で発言等ございますでしょうか。大丈夫ですか。
2:14:56	小澤さん、何かございますか。大丈夫ですか。当座の方から追加で特にはないです。
2:15:02	了解です。と事業者の方から何かございますでしょうか。
2:15:13	原燃工でございますので少々お待ちください。
2:15:46	原子燃料工業の内海でございます。すいません。前回の面談でですね、連続焼結炉の圧力逃がし弁周りのですね、実際の構造がどうなっているのかわかりづらいといったコメントをいただいております、

2:16:01	今回のですね総合資料の中に附属資料といたしまして、連続焼結炉のですね、圧力逃がし弁ですとか、そういったものをPd政党写真を示しました説明へ20日の敦賀再指定し、失礼いたしました。
2:16:20	別途説明した資料を今回作成しているんですけども、そちらの説明を
2:16:29	指定等、
2:16:31	させていただいてもというか必要でしたら心の準備があるんですけども、いかがでしょうか。
2:16:39	規制庁内海その件につきましては資料確認しますので、また別途御説明いただければと思います。
2:16:51	原子燃料工業でございます。かしこまりました。
2:16:55	熊取側からは特に追加の確認事項等ございません。
2:17:01	原燃工の伊藤でございます。特に追加ございません。ありがとうございました。
2:17:08	規制庁内海ですありがとうございました。ではこれこれ本日これをもちまして本日の面談を終了したいと思います。ありがとうございました。
2:17:17	ありがとうございました。